

プレス会見概要
(政府・東京電力統合対策室合同記者会見)

日時：平成23年9月12日(月) 16:30～20:25

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官(内閣府)、森山原子力災害対策監(原子力安全・保安院)、伊藤審議官(文部科学省)、加藤審議官(原子力安全委員会事務局)、松本立地本部長代理(東京電力株式会社)

※文中敬称略

<冒頭あいさつ>

○司会

ただ今から政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。なお、細野大臣は公務のため本日欠席です。あらかじめご承知おきをお願いいたします。それでははじめに、園田大臣政務官から挨拶及び冒頭発言があります。

○園田政務官

それでは本日、統合会見を始めさせていただきたいと思っております。本日もお集まりをいただきましてありがとうございます。まず、私から昨日の原子力災害対策本部が開かれまして、昨日も記者会見を大臣からさせていただいておりますけれども、今般のIAEAの理事会、そして総会が開かれます。その際に6月に私ども日本政府からIAEAあるいは国際社会に対しまして、今般の原子力事故に関する報告をさせていただいております。今回の理事会そして総会においても、この報告書の追加的報告書という形で行う予定にしております。概要については昨日の記者会見の時にもお配りをさせていただいておりますが、本日はお配りしておりませんけれども、必要な方はホームページのほうにも公開をさせていただいておりますので、お取り寄せをいただきたいというふうに思っております。いずれにしても、野田政権、内閣になりまして、この福島再生が日本の再生につながっていくものであるというふうに申し上げているところでございまして、この国際社会に対してもこの事故の現状並びに今の就職状況等も含めて、しっかりと国際社会に対しては我が国の説明責任という形で合わせて行って参りたいというふうに思っております。この追加報告書につきましては、ポイントはやはり3点ございます。1点目は、6月の報告書以降に得られましたこの事故に関する追加情報、そして事故収束に向けた取り組みの現状、これをまず追加的に報告をする必要があるというふうに考えた次第でございます。それからポイントの2点目といたしましては、6月の報告書でも28の教訓

という形で並べて、私どもも記載をさせていただいたところがございますけれども、今般もこの28の教訓にそれぞれの取り組み状況、これについてもその6月以降の取り組みとして追記をさせていただいているところがございます。それからポイントの3点目といたしましては、発電所自体のオンサイトの部分と、それからこれからはいわゆるオフサイト、原子力の被災者への対応という形で、オフサイトの部分に対する取り組みというものも同時に国際社会に対してしっかりと発信をしていくべきであろうという形で、そのオフサイトの対応状況と、それから事故収束後の現場における中長期的な計画、これはオンサイト計画というふうに申し上げておりますけれども、この計画をお示しさせていただいたところがございます。少し詳しくお話をさせていただきますと、まずマル1の6月以降の対応状況については、事実関係の確認のために、まず関係者へのヒアリング等、東電も含めてやりますけれども、こういったことを実施をさせていただきながら、8月31日までに判明した事実を出来る限り客観的に評価をすることに留意をして記載させていただいたところがございます。それから、この会見でも逐一皆様方にお伝えをさせていただいておりますが、事故収束に向けたロードマップ、これに関しましてもステップ1からステップ2への移行などの原子炉の安定化に向けた進捗状況、これについても記載をさせていただいているところがございます。それから28の教訓、ポイントの丸2でございますけれども、この取り組み状況につきましてはいわゆるシビアアクシデントの防止、そして強化、地震であるとか津波の対策強化であるとか、あるいは電源の確保、水素爆発の防止の対策の強化など、これを記載をさせていただいております。それから、必要な規制の組織の見直しということで、これは国際社会からも大変関心の強いものがございますけれども、新たな規制機関のあり方、いわゆる原子力安全庁でございますけれども、この安全庁に関する記載も今般このIAEA報告の中において記載をさせていただいたところがございます。我が国としてはこの事故の再発防止のための取り組み、検討状況を追記をさせていただいているところがございます。それから、3点目のオフサイトの関係でございますが、原子力被災者への対応につきましては、本部で決定をさせていただいております避難区域等の見直しに関する考え方、そしてやはり野田総理も含め大変私どもにとりましては、これから強力に進めていかなければならないというふうに考えている除染に関するところがございます。先般原子力災害対策本部でも確認をいただきました除染に関する緊急実施、基本方針など原子力被災者の皆様の生活支援に向けた取り組みについても合わせて記載をさせていただいているところがございます。いずれにしてもこの追加報告書につきましては、今般の国際社会の関心もございますので、そういった国際社会に対する説明責任ということに対する、あるいは原子力安全に対する

私どもの日本国政府の考え方、取り組み状況をしっかりと発信をして参りたいというふうに思っておるところでございます。そういったことが提供できるものになっていくというふうに期待をいたしております。それから、皆様方に今日は原子力被災者生活支援チームからの内部被ばく調査の追加実施の結果についてということで、本日の9月12日付のものをA4で1枚お配りをさせていただいております。今般、この福島県が実施する県民健康管理調査の一環といたしまして、独立行政法人放射線医学総合研究所において実施した内部被ばく評価のための手法検討調査というところで、先般これも皆様方にお伝えをさせていただいておりますが、浪江町、飯舘村、川俣町を含め122名の方の調査をいたしました。これに加えて、今般は広野町あるいは楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、そして葛尾村、田村市ということで計52名の方々を対象といたしまして調査をさせていただいたところでございます。この測定項目につきましてはホールボディカウンター、そして甲状腺モニタ、あるいは尿のバイオアッセイという形でこの調査をさせていただいたところでございます。この結果については皆様方にもお伝えをさせていただいておりますけれども、全員の方から甲状腺モニタの測定においてはヨウ素131は検出されなかった、そして尿のバイオアッセイの測定については52名中の2名がセシウム134と137の両者が検出されたというところでございますが、その他の方は検出限界未満という形で出たところでございます。それからヨウ素131については全員が検出されなかったというところでございます。いずれにしても、今般全員の方の調査によりますと、セシウム134と137による預託実効線量は、合計しても1ミリシーベルト未満であったというところでございます。それから除染作業に伴いまして、その住民の皆さん方の測定線量管理が必要ではないかというご指摘を先般の記者会見の中でもご指摘をいただいております。これについての考え方でございますが、当然作業を行う方々の安全確保というものは大前提になってくるわけございまして、これまでのいわゆる実証実験を行わせていただきました結果、生活圏の清掃に関する被ばくにつきましては、放射性物質を含んだ汚泥等の除去をするための清掃活動、この実施についても追加的被ばく量は比較的小さいというふうに評価されているところでございます。したがって、作業には万全を尽くしていただきたいということで、私どももガイドラインを作成をさせていただいているところでございますけれども、念のための作業の効率化であるとか、作業上の飲食、喫煙などを控えるというような適切な対応を取ることも、合わせて8月26日に呼びかけをさせていただいているところでございますので、そういったガイドラインに従ってしっかりと行っていただくように今後もお願いをさせていただきたいというふうに思っております。それから、これもやはり先般の記者会見の中でご質問にもございました、福島

第一原発内における作業員の中の方で、ライブカメラを通じて映られた作業員の方がいらっしゃいました。その作業員の方がどういう意図、お考えを持って行っていらっしゃるのかということで、私のほうからどういったことでしょうかということのお問い合わせをさせていただいたところ、私の個人アドレスでございますけれども、メールがその方と思しき方からメールをいただきました。合わせてその方のウェブサイトを送付されておりまして、それも合わせて私から確認をさせていただいたところでございます。現在その中身も含めて今後の対応については協議をさせていただきたいということで、その方にもお伝えをさせていただいているところでございます。今後政府内でもしっかりとこの内容について精査をして参りたいというふうに考えているところでございます。それから私から最後になりますけれども、今月のロードマップの改定、進捗状況についてのご報告についてお伝えをさせていただきたいと思っております。今大臣も先ほど来と言いますか、IAEAの報告に向けて今準備をさせて調整をしているところでございます。これは国会の状況もございまして、こういった形でできるかというところでございますけれども、その兼ね合いも含めまして、今20日、今月のロードマップについての発表については20日を予定をさせていただいているところでございます。また詳しい時間等が決まりましたら皆様方に前もってお伝えをさせていただきたいというふうに考えております。私からは以上でございます。

○司会

続いて関係組織からの説明です。まず環境モニタリングの状況について東京電力から説明します。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本です。それでは環境モニタリングの状況を2件ご報告させていただきます。1件目は空気の状況です。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について、(第百七十一報)」となっているものをご覧ください。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面のところに第一原子力発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの1番のダストの状況です。昨日のサンプリング結果はいずれもNDという状況でございます。それから2枚目でございますが、こちらを引き続き海上のところでは4回ほど昨夜サンプリングを行っております。こちらに関しましては4回目のところでセシウム137が4.5×10のマイナス8乗ベクレル/立方センチメートルというところで検出さ

れております。引き続きサンプリングを続けまして、建屋からの放射エネルギーの評価に使っていきたいというふうに考えております。2 ページ目の裏面から経時変化をグラフ化しておりますのでそちらのほうをご確認ください。続きまして海水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について」ということで、第七十報になります。こちらは発電所から沿岸部 4 箇所と、沖合の各地点でのサンプリング結果になりますが、昨日の結果は 1 枚目の裏面から記載させていただいておりますがすべてNDという状況でございます。経時変化につきましては 2 枚目の裏面からグラフ化しておりますのでそちらをご確認ください。東京電力からは以上でございます。

○司会

次に文部科学省から説明いたします。

○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。文部科学省からは資料を 2 種類お配りしてございます。環境モニタリングの結果についてというものと、同じタイトルで別冊というものでございます。まず環境モニタリングの全国的な状況についてでございますけれども、あるいは発電所周辺の調査、それから海域の調査、これらにつきましてはいずれも大きな変化は見られません。目次のページを 1 枚めくっていただきますと、資料番号の 10 で可搬型モニタリングポストによる福島県内の空間線量率のリアルタイム測定結果の公開についてのお知らせを 9 月 9 日に行っております。福島県内の 19 市町村に計 20 台の可搬型のモニタリングポストというものを置きまして、10 分ごとに測定値を電送いたしましてホームページ上で公開するというのをこの 9 日に公表してございます。今後二次補正で措置された予算を使いまして、福島県内あるいは近隣の市町村においてもこのような試みを拡大していきたいという風に考えてございます。それから資料番号の 11 でございますが、いわゆる SPEEDI の単位放出量を仮定した予測計算結果の公表でございますが、これについては 5 月来、ホームページで単位放出量について前日の計算結果を翌日公表するという事で対応させていただいたわけですが、今後につきましてはその 1 時間ごとの計算結果をホームページで逐次公開させていただくという形にいたしましたという内容でございます。それから、別冊の環境モニタリングの結果について、別冊のほうをご覧いただければと思いますが、こちらの全国的な調査、放射能水準調査の結果については特段大きな変動はございません。福島県沖における海域モニタリングの再分析結果についてという資料を 4 ページ以降につけてございますが、

海域のモニタリングにつきましては、これまでは汚染の広がりいわゆる広範に迅速に把握するということから対応してきたわけですが、最近では資料をご覧になっていただくとわかりますように、検出限界値以下NDという結果が増えてございます。これに対しまして原子力安全委員会のほうからも、より広域の放射性物質の拡散状況等を科学的に把握していくために、検出限界を下げられないかというようなご指摘もございまして、検討いたしました結果、資料で申し上げますと5ページの表にありますように、今後の海域モニタリングにおける特にセシウムの検出限界につきましては、発電所からは半径30キロ以内、あるいは海岸線から30キロ以内につきましては、検出限界値を1ないし2ベクレルパーリットル、それから沖合あるいは外洋におきましては0.001ベクレルパーリットルという形で、より精密な測定をするということで、関係省庁とも協議が整いまして順次今後実施するというにしたいと思っております。ちなみに現在の検出限界はその5ページの上から3行目にございまして、セシウム134で申し上げますと6ベクレルパーリットル、137では9ベクレルパーリットルということでございます。こういった考え方につきましては、本日の原子力安全委員会に報告して了承をいただいたところでございます。それから資料の一番最後でございますが、線量等分布マップ、これにつきましては福島県西部の航空機モニタリングの測定結果を、これは福島県につきましては今まで100キロ圏内を中心に測定して参りました結果、県の西部の地域が一部データが欠けておったということで、今回8月16日から28日にかけて測定したものを今回お出ししてございます。一般的に線量率についてみると、いちばん高いところで0.2から0.5マイクロシーベルトパーアワーというところが、この地域におけるもっとも高いエリアとなっております。それからこの機会を使わせていただいて、前回ご指摘いただいた宿題のうち何点かについてご説明をさせていただきたいと思っております。文部科学省のホームページに『放射能を正しく理解するために』という資料がございまして、ご質問はその資料の中で数年で250ミリシーベルトとなるような弱い放射線では影響を生じないという記述があるけれども、このような表記については正すべきではないかというご指摘をいただきました。確認させていただきまして、『放射能を正しく理解するために』という資料におきますご指摘の部分の記述は、いわゆる確定的影響についての説明をしたところでございます。放射線の影響はしきい値、ある一定の放射線の被ばく線量より下では影響は出ないといわれております確定的影響と、ガンや遺伝的影響のように確率的影響という風に分かれる訳でございますが、ご指摘いただいた記載は確定的影響のところの説明でございますので、原案のような記載ぶり、記述ぶりで特段説明としては適切ではないかという風に考えてるところでございます。それからもう一点、前回学校のモニタ

リングの結果についてご説明した際に、校庭の土壌の除去等によって全体的に校庭の線量率が下がっているのも関わらず、6月7月をみると屋外活動を制限している学校の数は減っていないじゃないか、或いはむしろ6月から7月にかけて増えているのではないかというご指摘をいただきました。その理由でございますけれども、その時の資料にも書いてございますけれども、4月以降、様々な取り組みによって校庭の線量率が下がり、また先生方にも線量計を持っていただいて、どのくらいの被ばくがあるかということについても把握することが出来たなかで、それまで全く屋外活動をしていなかった学校についてみますと、逆に増えてきてございまして、例えば4月の末ですと41の学校、幼稚園が全ての屋外活動無しということでございましたけれども、現在その数は13の校、園になっているということで、屋外活動無しの学校から一部屋外活動の時間制限ありというところにシフトした結果、見掛け上は線量が下がっているにもかかわらず屋外制限を行っている学校が増えているということがみてとれるということでございます。今後でございますけれども、8月の26日に文部科学省のほうで、福島県内の学校の線量低減についてということで通知を出ささせていただいておりますけれども、今後1マイクロシーベルトパーアワーを超えるようなところにつきましては、その場所の把握と除染を進めていきたいと思います。それを盛り込んでございますので、今後は屋外活動を行うことが出来る学校の数が増加することが期待されるのではないかとこの風に考えてございます。それからもう一点最後に、前回モニタリングの下限値について、特に河川のモニタリングの時に検出限界が1リットルあたり10ベクレルと高いのではないかと、従ってNDが出てくるのではないかとこの御指摘もございまして、こんへん政府全体として検討すべきではないかというご指摘をいただきました。先ほどの海域でのモニタリングについて、検出限界値を下げるという方針を明らかにしたところでございますけれども、環境省のほうに河川のモニタリングについてどうであるかということを確認させていただいたところ、これまでは分析会社での対応可能な下限として10ベクレルパーリットルという形で測定を行ってきたわけでございますが、今後二次補正等において、水環境中の放射性物質の測定については、今後福島県などとも調整しながら1ベクレルパーリットルを検出限界とすべく検討を行ってるとこのことでございました。文部科学省からは以上でございます。

○司会

続いて原子力安全委員会からの説明です。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私のほうからは9月12日付けの原子力安全委員会の紙で『環境モニタリング結果の評価について』という1枚紙で裏表にコピーしてございます紙と、1枚目が福島県の地図になっております参考資料を用いて説明させていただきます。まず資料1の空間放射線量でありますけれども、こちらについては特段大きな変化はございません。それから2の空気中の放射性物質濃度でございます。参考資料の9ページをご覧くださいますと、9ページにあります表の一番上の1番のポイント、福島市杉妻町であります。前回の会見の際にも申し上げましたけれども、福島県のほうで、この1番のポイントについては検出限界を下げる努力をしてくださいます。従来は不検出が続いてましたけれども、検出限界を下げてから日によってはセシウムが検出されているという状況であります。これは無かったものが検出されたわけではなくて、これまで検出限界が高い状態では見えなかったものが見えてきたということでもあります。そのレベルでありますけれども、0.00ゼロが二つ入って数mBq/m³ということでございますので、mBq/m³のオーダーであります。濃度限度値に比べますと4ケタぐらい小さい濃度でございますので、こういった空気を365日、24時間呼吸していたにしても、それによる被ばく線量というのは0.1マイクロシーベルトの桁であるということ、非常に少ないものでございます。資料の3の航空モニタリングでありますけれども、これにつきましては先週木曜日に山形県についてのものが発表されたわけでございます。参考資料の13ページからでございますが、13ページが空間線量、14ページ以降がセシウムの蓄積量でありますけれども、これまでに行われた地域の結果に比べまして、調査の全域が概ね低いバンドになっているという状況であります。4の環境試料の関係であります。資料の裏面にいただきますと、海の関係の結果が書いてございます。参考資料でいいますと24ページから27ページにかけてが、福島第一原子力発電所の周辺海域、また茨城県の沿岸海域での海水中のセシウムの結果ですけれども、いずれも検出限界未満であったということでもあります。資料の28、29は、第一発電所周辺での海底土中のセシウムの分析結果であります。前回約1カ月前にも行われておりますけれども、このように検出されております。特段大きな変化は無いという状況であります。海洋におけるモニタリングの下限值については下げるようにということをお願いしてきたわけですけれども、先ほど文科省からもご説明ありましたけれども、今日の原子力安全委員会に今後の海域のモニタリング計画を改定する中で、検出限界値の目標を下げていくというお話がございまして、このように下げてキチンとした分布状況を把握することは非常に適切なこととありますので、その方向で進めていただきたいという風に申し上げた状況であります。資料5の全国の放射能水準調査でありますけれども、こちらも特段大きな変化はございません。

宮城県での9月6日採取の上水で、放射性セシウムが0.3ベクレルパーキログラム検出されておりますけれども、食物摂取制限指標に比べれば約3ケタ小さいという値でございます。以上がモニタリング結果の評価についてであります。

それから前回の会見の際に、奥州市の下水汚泥でヨウ素が検出されているけれども、どういうことが考えられるかというご質問がございました。この件に関しまして安全委員会の事務局、或いは専門家のほうで、他の都道府県での下水汚泥でのヨウ素が出てくるかどうかということ調べましたところ、西日本、一例申し上げますと奈良県ですとか長崎県ですけれども、こういったところでもですね、ヨウ素は検出されています。ただ、そういうところではセシウムは全く出ていないという状況です。これをどう考えるかということですが、バセド一病ですとか甲状腺がんの治療では患者さんに放射性ヨウ素、ヨウ素131を投与して治療するということが行われてございます。これはこういった治療法では体の中に取り込んだ放射性ヨウ素の量がある一定値以上のうちは病院にとどまるようにという風にされているわけですが、ある値を下回りますともう病院から出てよろしいと厚労省などのガイドラインで決まっています。そういった患者さんが病院から出てご自宅で排泄などされたものがこうした下水に入って検出されているのではないかと考えるのが合理的ではないかということでありました。

それから同じご質問で8月19日に筑波の高エネ研で空間線量率が上昇してるけどどういうことかということがありましたが、空間線量率がかなりもう平常あるいは平常の2倍ぐらいに落ちてきてる中でちょっと上がっているという状況でございまして、8月19日というのは筑波地域では1日通しますと100ミリ弱の降雨があったということでありまして、通常そのぐらいの降雨がありますとそういったような空間線量率の上昇がございまして、おそらく降雨によるものではないかという風に考えられます。私からは以上です。

○司会

続いて各プラント状況です。東京電力から説明します。

<プラント状況について>

○東京電力

東京電力でございます。それでは福島第一原子力発電所の状況ということで、A4縦の裏表1枚ものの資料をご確認ください。タービン建屋の地下のたまり水の処理の状況ですが、第1セシウム吸着装置、除染装置、第2セシウム吸着

装置、順調に運転を継続いたしております。一番下のツボでございますが、午前中の会見でご紹介させていただいた、サプレッションプール水サージタンク、廃液抜き出しポンプBに関しては、一旦停止いたしましたけれども、11時23分に予備側でございますAポンプを起動、さらに11時53分に止まったBポンプを再起動いたしまして、異常が無いという確認ができましたので、Aポンプのほうを停止いたしております。この間、水処理設備といたしましては連続運転を継続いたしております。それから水処理設備関係に関しましては皆さまのお手元にセシウム吸着装置、除染装置、停止時工事概要ということで、A4横の1枚もの裏表の資料を配付させていただきました。これは先週水曜日の水処理設備の稼働状況の週報の際に工事の計画を示させていただいておりますけれども明日から2日間にわたりまして、これまで故障していましたポンプ類の点検交換をする予定でございます。まず右側のほうになりますけれども、セシウム吸着装置側、キュリオンでございますが、ポンプが2種類ございましてそちらのほうの交換をいたします。それから真ん中のところでございますが、アレバの除染装置の中の攪拌機が、こちら、ケーシングに穴が開いておりましたのでその取り替えを予定いたしております。それから右側のところにオレンジ色の吹き出しがございますが地下防災タンク、移送用ポンプ設置ということで、こちらは水処理設備のほうが順調に運転しておりますけれども、万一高濃度の汚染水が環境中に漏出しようとした際に、バックアップとしてためるタンクの設置が進んでおります。裏面のほうに、地下防災タンク用移送ポンプ設置状況概略図というふうに書かせていただきましたけれども、高濃度の汚染水がございますので、遮蔽のために地下に埋めた形状になっております。現在28機、約2,800立方メートルの貯蔵が可能というような段階まできておまして、こちら万一、プロセス主建屋、それからタービン建屋のたまり水の水位が異常に上昇してきたというような場合には、バックアップとしてこの地下防水タンクのほうへ移送していくというようなものでございます。続きまして資料戻りまして、トレンチ立坑、各建屋のたまり水の移送の状況でございますが、こちらに関しましては、午前中の会見で申し上げた状況から変化ございません。午前7時の状況を記載させていただいておりますので、会見終了時に建屋水位などの最新値をお届けできればという風に思っております。それから裏面に参ります。放射性物質のモニタリングに関しては、先ほど申し上げたとおりです。使用済み燃料プールの冷却に関しましても記載の通りです。1号機から4号機とも順調に循環冷却が行われております。それから圧力容器への注入、原子炉の状況でございますが、3号機はこれまで8立方メートル／アワーで注水を継続いたしておりますが、本日14時01分に流量の変更を行っております。給水ノズル温度、それから、圧力容器の下部温度などが安定していると判断いた

しまして、給水系からの注水量を5立方メートル／アワーから4立方メートル／アワーに、1立方メートル／アワーほど低減いたしております。したがって、給水系から4、炉心スプレイ系から3、トータル7立方メートル／アワーで注水を行っております。こちらのほうで最終段階でございますので、今後圧力容器の温度等を監視していきたいという風に思っております。その他の工事の状況でございますが、がれきの撤去など作業の実績につきましては、後ほど会見終了時に実績をお届けできればという風に思っております。何点か作業の計画、それから実績が出ておりますのでご紹介させていただきます。下から3つめのポチで、1号機の原子炉建屋開口部のダストサンプリングを昨日行いまして、その結果が出ておりますのでご覧ください。A4横の表の形式になっておりまして、「福島第一 1号機原子炉建屋屋上部における空气中放射性物質の核種分析結果」という表と、もう1枚はサンプリングの風景を撮影したものでございます。こちらのほう、少し概略をご説明いたしますが、写真のほうでございます。クレーンの一番高いところが125メートルございましてそこから約85メートルつり下げた形で、建屋の上空のサンプリングを行っております。今回は、テントのようなもので外気の風の影響等を防いだ形でのサンプリングになっております。データそのものはこの表の通りでございますが、8月30日にテント型のものがなくて単にダストサンプリングをしたときの値から比べますと、だいたい1桁から2桁大きい値になっております。今回の値はセシウム134、137ともに10のマイナス5乗から4乗ベクレル／立法センチメートルというようなオーダーでございます。今後、この測定結果をもとに原子炉建屋からどれぐらい放射性物質が放出されているかという評価をしていきたいという風に思っております。なお、昨日1号機を実施いたしましたけれども、本日3号機のほうの作業も行っております。こちらは、午前8時05分から午前9時35分にかけて、予定通り2箇所のサンプリングが終わっております。こちらに関しましても、明日にはサンプリング結果等をご説明できればという風に考えております。それから作業の関係でございますが、午前中の会見でご紹介させていただいた、2号機の炉心スプレイ系び注入ラインに対する仮設ホースの設置工事でございますが、こちらは、10時から12時30分の2時間半にかけて、当社社員2名、それから協力企業の作業員の方12名のトータル14名で、作業は予定通り終わっております。1、2号機のサービスビル入り口から原子炉建屋北側の二重扉の入り口付近という1階部分の作業が終わりました。今後、引き続き二重扉の入り口から2階の接続口までの作業を、明日以降実施する予定でございます。それからもう1点、作業関係でございますが、第一の1号機の制御棒駆動機構の位置検出器の動作確認を、今日から3日間の予定で実施しております。こちらは制御棒の位置に関する信号が中央制

御室のほうに上がってきておりますので、その健全性を確認するということで、原子炉の底部の損傷状態がどういったものになるかというようなところを評価していきたいという風に考えております。こちらも、評価結果がまとまりましたら、皆様のほうにご報告できればという風に思っております。続きまして、敷地内の放射性物質のモニタリングの状況についてご報告させていただきます。資料のタイトル申し上げますと、「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の各種分析の結果について」ということで9月11日採取分でございます。こちらは2号機、3号機の取水口付近で高濃度の汚染水を漏出させたという観点から毎日サンプリングを行っているものでございますが、1枚目の裏面から昨日の測定結果を表の形式でまとめております。3枚目から経時変化をグラフ化しておりますが、大きな変動等なく引き続き高濃度の汚染水が海水中に漏出してないという風に判断いたしております。それからサブドレンの状況でございます。A4横の表の形式の資料になりますが、集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水の核種分析の結果になります。昨日の測定結果も、通常の変動範囲内という風に考えておりますので、集中廃棄物処理施設にたまっております高濃度汚染水が、地下水中に漏出してないという風に判断いたしております。東京電力からは以上でございます。

○司会

次に原子力安全・保安院から説明します。

○原子力安全・保安院

原子力安全保安院、森山です。前回ご質問いただいた点について何点か回答いたします。まずストレステストに関してIAEAからのレビューを受けると申し上げた際に、EUの状況について少し説明して欲しいというご質問、ご要望がありました。EUの状況については保安院の職員が7月ですが欧州を訪問した際に情報収集、いくつか聴取してしましてその結果については7月28日の原子力安全委員会で説明してしまして、資料もそちらのホームページにも掲載されているということですので、そちらをご覧いただければと思いますが、かいつまんでご紹介しますと、EUのストレステストについては自然災害といたしましては、地震と溢水、いわゆる洪水を対象にして、また、安全機能の喪失としては、全交流電源の喪失、それから最終的な熱の逃がし先の喪失、又はシビアアクシデントマネジメントも評価の対象とするということです。それで7月に参りました際に各国から聞いた内容としてはストレステストについては設計基準事象を超える事象に対する各施設の安全裕度を評価して、ひいては関係者による安全向上のための取り組み、それから公衆からの信頼を確保するもの

と位置づけて、いわゆる運転許可等の既存の規制制度とは別の整理をして関係者間、すなわち規制当局と事業者ですとか、事業者間、あるいは規制当局間とのコミュニケーションと、公衆への透明性の確保を図りながら進めているということでした。たとえばEUのストレステストの仕様書に記載されております安全裕度の評価についての具体的な方法、判断基準、いわゆるクリフエッジといったもの、具体的な定義、技術的詳細については、事業者と規制当局との間、あるいは事業者間で、検討を重ねながら進められているということでした。その時点では詳細なところまでは、検討中であるということでした。また各国が年内にとりまとめてピュアレビュー、総合評価の対象となる国別報告書については、その内容の構成について調整中ということでしたが、この9月5日にEUの規制当局間の会合がありまして、こういったものを報告書に盛り込むかということが議論されたと聞いております。いずれにしてもEUの状況について、情報収集だけでなく日本で進めて参りますストレステストについても情報提供を行い、情報の共有を図って参りたいと考えています。それから2点目としてはERSSについては、いくつかご質問ありました。まず今回ERSSを使っていわゆる通常の評価ではなくデータベースを用いた検討ということを行っていますが、そういったものについてもマニュアル上は、オフサイトセンターに送るべきではないのかという点でございます。ERSSによる解析結果はオフサイトセンターに送られたかどうかということですが、送られたということは確認できていません。マニュアル上は、10条通報がありますと、原子力安全基盤機構に対して、ただちにERSSを起動して原子炉施設の状況を把握するとともに、原子力事業者の放出見通しなどの情報を踏まえて、その後の状態変化について予測をすると、保安院はその結果をオフサイトセンターに報告することになっています。その意味では今回の通信手段の途絶により、原子炉施設の状況を把握することができなかったということでERSSによる本来の解析ができなかった状況です。今回のようなデータベースを用いた検討結果について送付することは、マニュアル上は明確ではございませんが、現時点で考えればこういった仮定に基づく検討結果であってもオフサイトセンターに対して、その後の対策に役立てるということも考慮すべきであったと考えています。いずれにしても、この対応につきましては、事故検証委員会において今後評価が行われるものと認識しています。それからERSSについてもう1点、運用マニュアルがあるのかという質問がありました。この運用マニュアルについては、ERSSについては操作マニュアルはございますけども、こういった場合にこういったシステムを使うかという、いわゆる運用マニュアルのようなものはございません。実際の操作は、その操作マニュアルを見ながら、原子力安全基盤機構の専門家が判断して運用するということです。また、この公

開についてのご質問もありましたが、操作マニュアルそのものはE R S Sが設置されているところに配置されており、現在公開していないという状況です。それから、特殊健康診断についてのご質問がございました。許容値を超える被ばくをした際に、東京電力が特殊健康診断を行っていることを保安院は把握しているのかという御主旨のご質問でした。特殊健康診断については、労働安全衛生法に基づく電離則、電離放射線障害防止規則に基づいて、健康診断を行うということで、6ヶ月ごとに定期的に1回は行うと規定されています。今回の事故に関しては、4月25日に福島労働局から東京電力に対して100ミリシーベルトを超えた作業員に対しては、1ヶ月に1回の健康診断を行うようにという指導がなされておりまして、これを行っているという風に保安院としては、承知しています。詳細は福島労働局におたずねいただければと思います。それから、高濃度の汚染水が海洋に漏洩した件につきまして、いわゆる被ばく評価について東電から報告はあったのかという質問がありました。これについては、東電からは海水のサンプリング結果等についての報告は受けていますが、いわゆる被ばく評価については、報告は受けていないという状況にございます。私からの説明は以上です。

<質疑応答>

○司会

これから質疑に入ります。

○TBS 奥村

Q：東京電力の松本さんにお伺いしたいです。TBSの奥村です。避難準備への補償の対象についてですが政府は財産の損失や減少も補償の対象としているのに、何故、東電は補償していないのでしょうか？理由をお願いします。

A：（東京電力）補償の対象、それから算定の仕方等につきましては、私どもは文科省さんに設置されております紛争審査会の指針に従いまして対応させていただいております。現在は中間指針が示されておりますので、そちらの方に従っているという状況でございます。その後、私どもといたしましては、実際の算定の仕方等に関しましては先日公表させていただいた通りでございます。確か8月の下旬だったと思いますけれども、私どもの賠償のお支払いの仕方、ご請求のされ方という風なところについてお示しさせていただきました。

○司会

よろしいでしょうか？ それでは次の方どうぞ。

○共同通信 宮崎

Q：共同通信の宮崎と申します。内部被ばく調査の追加実施の件と、あとダストサンプリングの件で、内部被ばくは園田政務官でよろしいのでしょうか？あと松本さんにお伺いしたいんですが。まず内部被ばく、福島県の健康管理調査は8月からすでに本格的に行われていて、今日も3,300人くらいの調査結果というのは県で発表されているんですけど、今日発表していただきました、この52人若しくはこの122人の調査と言うのが、その県の本格的な調査とどういう関係にあるのかというのを確認させていただきたいと思います。いわゆる調査に入る前に準備的に手法を検討したという事でよろしいのでしょうかという事が1点。その上で、今回の52人の年齢や性別の内訳について詳しくわかれば教えてください。それからこの52人の方なんですが、20キロから30キロ圏内で屋内退避していた方と、さらに他にもっと遠くに避難された方も両方という事でよろしいかどうか確認させてください。それから結果は検出されなかったり、1ミリ未満という事なんですが、健康に影響がないという評価でよろしいかどうかという事も確認させてください。この手法検討調査という事なんですけれども、これでこの調査項目や調査方法で良いという事になって、現在、県の調査が進んでいるのかという事でよいのかどうかというのでも教えてください。以前の122人の調査の時期と結果についても今わかりましたら、改めて教えてください。それからダストサンプリングなんですが、1号機と3号機はすでに結果が出たという事だと思うんですが、2号機についてはどうなっているかというのを教えてください。以上です。

A：（園田政務官）ではまず、内部被ばくの調査について、私からお答えをさせていただきます。まず県の調査との関係でございますけれども、これは県は県で基金が設置されておりますので、それに基づいて県民健康管理調査という事で行っていただいております。それとは別でこの放医研が行う調査という形で、過去に行わさせていただいたという事でございます。1回目は122名を対象といたしまして、ここに記載をさせていただいておりますが、浪江町そして飯舘村、鎌田町においての調査をまず行わせていただいたという事でございます。それから52人の内訳でございますが、これについては今詳細なデータがちょっと私の手元にはございませんので、また支援チームから取り寄せておきたいと思っております。内訳は取り寄せておきます。それから退避の状況でございますが、ここに記載をさせていただいている様に、県外に非難をされた方、どこまでの方を対象としたかちょっと詳細なデータを持っており

ませんので、またそれもおって確認をさせていただきたいと思います。それから影響については、今回全員が1ミリシーベルト未満という風に考えられるという評価でございますので、これについては相当に低い評価であるという事が言えるのではないかなという風に考えているところでございます。それから手法については、こういった手法調査を用いて今後の調査の参考にさせていただくべく、今放医研で行っていただいておりますので、今後県がどういう形でそれを参考にされるか、あるいは今県の方でもご要望としていただいておりますけれども、様々な研究機関をこれから設置あるいは設定をしようという風に考えておられるという事でございますので、そういった所の知見という形でご参考にさせていただければなという風には考えているところでございます。それから122名につきましては、これは7月の28日でございますが、これもまた被災者支援チーム、原子力の、そこから発表をさせていただいているところでございます。詳細についてはホームページ上でも公開をさせていただいておりますので、そちらをご確認をいただければという風に考えております。

A：（東京電力）東京電力でございますが、1号機と3号機は原子炉建屋の上部が崩壊しておりますので、こういったクレーンから吊り下げる、ダストサンプラーを吊り下げる形で、ダストサンプリングを行っております。2号機に関しましては、建屋そのものは健全でございます、東側にブローアウトパネルと言う開口部がございますので、そちらの所に梯子を掛けまして、その開口部で直接ダストサンプラーによりますサンプリングを行っております。サンプリングは8月29日に行いまして、30日に公表させていただいておりますが、2号機の状況では10のマイナス3乗から10のマイナス4乗ベクレル／立方センチメートルというセシウムが検出されております。

Q：すいません、内部被ばくの件でちょっと追加で伺いたいんですけれども。基本的に県の調査とは全く別の調査という事で、それで今後県の調査手法になれば参考にさせていただく物と理解しましたけれども、つまり県の調査項目とか方法とは違う物であるという事でよろしいですか？ それで今後も引き続き行われるようなものなんでしょうか？ その点お願いします。

A：（園田政務官）基本的には県が行っている調査の手法とは違う手法を使わせていただいているところでございます。それから今後継続して行うかどうかという事については、また関係機関とも相談をしながらという事になるのかなという風に思っておりますけれども、適宜その辺は判断をして行くものでは

ないかという風に今、私自身は捉えさせていただいてます。すぐにどういう形で行うかという事を今現段階で検討しているわけではないという事です。

○司会

よろしいでしょうか？ 質問のある方、ではそちらの方、それから後ろの列のその男性の方。

○月刊ファクター 宮島

Q：月刊誌のファクタの宮島です。どなたでも結構なんですけど、週末に福島
の渡利ですか、あるいは小倉寺で3マイクロシーベルト以上の所が2箇所見
つかったと、その詳細については県が今日発表したのでしょうか、ちょっと
私そこまでフォローはしていないんですけど、この件について園田政務官、
あるいは加藤さんもしもご存知であったらですね、私が伺いたいのは要する
にその2地点と言うのがどれくらい県庁から近いのか、人口稠密地なのかど
うとか、そういう事について情報があるならば教えていただきたい。それ
から2点目は9月8日に細野大臣が放射性廃棄物の中間貯蔵施設については、
国有林野を考えるとというお話をされておりました。この件は飯舘ですとか、
川俣の町長さんが恐らく7月位から仰ってた話でして、それから1ヶ月後に
新政権でそういう事を仰ったという事は、かなり具体的にそういう動きで
すね。国がやはり、国有地ですね。国有林野で面倒をみると、いう方向で具
体的に動いているのかどうかという事を確認したいです。で、これについて
は農水省の叶さんからは発言がありません。それから、林野庁に取材しても
具体的には何も考えていないと仰ってます。その辺についてですね、どうい
うな形で発言なられたのかですね。これやっぱ園田さんに伺えたらと思いま
す。

A：（園田政務官）申し訳ございません。ちょっと渡利町についての、情報は今
持ちあわせておりませんので、確認をさせていただきたいと思えます。それ
から、中間貯蔵施設に関しましては、細野大臣からそういった検討も含めて、
どういった形で中間貯蔵施設という物を、或いは仮置き場ですね。が、作れ
るのかという所は検討するよという事は、これは幅広く今私共の、除染
チームに対しまして指示をいただいております。従って、私共としてはです
ね、そういったところも含めてどういった所に仮置きを各市町村でも作れる
だろうかと。或いは、将来的な中間貯蔵施設も含めてですね、どういった所
であればというところは、全ての可能性を含めて今検討させていただいてる

状況でございますので。それは何も国林野に限っての話ではございません。従って、全ての土地の中において、今検討をさせていただいてるという事でございます。で、その中でこれからより具体的な話になって、いく段階においては当然ながらその地区地区毎で、状況が違いますので。獺にしろ、或いは地形にしろ、そういったところもございますので、本当にこれはもう少し各市町村の皆さん方と、密に協議をしていかなければならないというふうに考えております。これは細野大臣もその旨はお伝えをさせていただいているところでございます。

Q：確認させていただきたいんですけど、要は渡利ですとか小倉寺での 3.0 マイクロシーベル以上の地点があったという、そういう事は皆さんご承知無いという事なんですか？ という事は、そういう情報って上がってこないんですかね、こちらへね。現地に留まってるって事なんですかね？ そういう理解でいいんですかね？

A：（園田政務官）はい。今、私共でこちらで把握しているそういった数字は、ちょっとございません。ええ…。

Q：それから、要するに農水省との間で交渉するのは始まっていないという理解でよろしいんですか？ その一、国有林野にそういう提案が要するに地元からあったという事を承ったという事であって、政府としては具体的な検討に入っていないという事でよろしいんですか？

A：（園田政務官）いえ、農水省だけでの問題ではございませんので、除染に関しては環境省とそれから農林水産省、そして国土交通省、更には厚生労働省そして、私共の原発事故収束チームという形で、各省が跨って今、相互的に検討させていただいておりますので。そういった点では、今現場のレベルの中でそれぞれの省庁が集まってですね、今検討させていただいているところでございます。従って、これから具体的な所になってくる段階において、より具体的なお話をですね、各市町村の皆さん方ともさせていただく事になると、そういう段取りでございます。

Q：いや、そういう事申し上げてるんじゃないかと、もともとこの件は飯舘ですとか川俣の町長含めた方がですね。現実には国有林野位しか無いから、たぶん国有林野ということで、お願いしてる話だと思うんですよね。だから、別に政府と全体じゃなくて、それは飯舘や川俣多分、園田さんも行かれればお分

かりになると思いますけど。それはまあいろいろあります。縦割りの問題もあると思うんですけど、具体的に国有林野という事が、要望があってそれを受けて細野さんそういう発言をしたわけですけど。現状としては、ワンノブゼムであるという話だとしたらですね。もともとそういう事仰らないほうがいいんじゃないすかね。国有林野をとつと言うふうに聞かれてる訳なんですけど。その辺を私はちょっと私は理解出来ないんですが。

A：（園田政務官）当然ながらですね、そういうご要望いただいているのを、私も承知をいたしております。それだからそこ、あらゆる適切なですね方法を今、検討をさせていただいているという事でございますので。もうしばらく、その内容が明確になってくる段階においては、お待ちをいただければというふうに思ってます。また、これは決まる前にはですね、当然ながら決定をさせていただく前には、各市町村ともお話をさせていただかなければならぬというふうに考えておりますので。今、正しくそういういった事も含めて、各市町村とはこれから正しく協議をさせていただきたいと、いう事も合わせて申し上げさせていただいてます。

Q：後は、すいません。加藤さんをお願いしたいんですけど。やはり焦点になってくるのは、渡利ですとかですね。福島市の界隈の線量だと思んですけどね。そういうのを一度是非、説明していただけたらと思うんですけど。何かの機会に。

A：（原安委）はい。恐らくですね、お話の事はですね。いつだったかな…。6月16日に、対策本部の方で決められた特定避難推奨地点の関係でですね、県内いろいろきめ細かく放射線量の測定やっておられますので、その中でそういう結果が出てきたという事ではないかと推測されます。従ってその現地対策本部、或いはその東京の本部の生活支援チームですか、そこはご存知んじゃないかと思えます。

Q：すいません。それは私も現地の方からのちょっと連絡で質問しましたんで。失礼しました。

○司会

よろしいでしょうか？ じゃ、次の方どうぞ。

○ブルームバーグニュース 稲島

Q：ブルームバーグニュースの稲島と申します。先ほどの内部調査の追加実施の結果についてまず園田さんに確認させていただきたいのと、あと、原発関係で森山さんと松本さんにちょっとお伺いいたします。こちらの内部調査の結果なんですけども、一応確認させていただきたいのが、調査結果の概要の所でホールボディカウンタのところで、52人中25人がセシウム134といった形で書かれてるんですが、これは、一番最後に書かれているセシウム134と137両方共検出された方が被ってるという理解でよろしいんでしょうか？言い方変えると、その何らかの形でセシウム134・137が見つかった方というのは、52人中26人という様な計算なるっていう理解でよろしいんですか？それとですね、森山さんと松本さんにお伺いしたいのがですね、今東電さんの方で水量の方ですね、増やす検討されてらっしゃるという事なんですけど、今後、その注入量増やせば当然温度の下がるのもスピードが上がってくるとい事で、もう既に原子炉の容器の下部の所で100度を切ってるのが、1号機と3号機とあってですね、その目標としては冷温停止というの、視野に入ってきてると思うんですけども、今後の見通しとして、例えばいつ頃その水量増えた段階で例えば来月末とかそういった、ザックリとした目処でも結構なんですけど、例えば1・2・3それぞれ冷温停止いつ頃の時期が、目処になってくるかって事について、何か展開お持ちでしたら教えて下さい。お願いします。

A：（園田政務官）はい。ご指摘の通りの人数になると思います。従って、両方に両方共検出された方が52人中10名という事でございますので。それを引いて、それぞれセシウム134については15名。そして、セシウム137のみが1名という形になると、足せば26名。仰るご指摘の通りだと思います。

A：（保安院）保安院でございますけども。注水の件について、保安院としての認識をご説明申し上げます。ポイントは注水量を何時増やすかという点。それから、滞留水の処理の状況でございますけども。まず、今3号機でコアスプレイ系での注水を初めて、給水系を絞って来ておりますが、本日も1m³絞って、確か4m³になったと思いますけども、今やっております作業は、給水系なりコアスプレイ系の冷却効果、これをしっかり見ていくという事だというふうに認識しております。今後ですね、2号機についてもコアスプレイ系を入れて参りますので、そういうものを見ていく、どれくらいコアスプレイ系を入れれば温度がどういう風に下がっていくのかといったところを見ていく必要があると思います。そのように冷却の効果、注水に伴う水を入れる事に伴う冷却の効果、それからどの系統でどれくらい入れればどれくらい下が

るかといったことをよくまず見ると。それと滞留水の処理の状況ですね、これを当面の目標であります、OP3000ということにもほぼ達しておりますので、だいぶ余裕はでてきてると思っております。従いまして現在の処理量は今は約一時間で70m³くらいでございますけれども、そういった処理量とこれから2号3号のコアスプレイ系による効果ということを見て、どの程度水を注水すれば、温度が下がってくるかということを見て判断をする問題ではないかと思っておりますので、もう少し状況を見てからの判断になろうかと思っております。以上でございます。

A：（東京電力）東京電力でございますが、さきほど森山対策官のほうからお話がありました通り、現在タービン建屋の溜まり水の水位は順調に下がってきておまして、4号機に関しましても目標にしておりますOP3,000mmに今週には到達するという風に考えております。従いまして注水量を増やせる環境といいますか、条件が整いつつあるという風に認識しておりますので、きちんとまず計画を立てて、2号機3号機でどれくらい注水量を増やすとどういった温度変化として現れるのかというような試験をまずやりたいという風に思っております。その後実際に注水量を増やしてより冷温停止を確実にしていくということになりますが、冷温停止の判断は圧力容器の温度ばかりではございませんで、現在原子炉建屋から放射性物質がどれくらい出ているのかというような評価ですとか、そういった放出量を抑制し管理していくというようなことが合わせての条件になりますので、こちらに関しましては、まだいつ頃できるのかというようなことまでは見通しは立っておりません。

Q：あの、今の森山さんと松本さんの質問に関連してなんですけれど、今松本さんが仰ったように、政府のほうで発表されてる冷温停止のことで二つあって、一つ、温度のほうはもう既に1号機と3号機は達成されてるわけで、この2番目のことに関して、どういった部分ができれば2番目の条件満たすことになるかというのをもう少し具体的なイメージとしてですね、現状例えば先日1号機で今日発表されたダストサンプルにとってどれくらいできているかというのをアセスメントされていらっしゃるんですけども、素人目に見ると今後注水量を増やせばそれだけ放出量がさらに抑制されるので、それこそ今月末とかそれくらいに冷温停止というのの宣言を誰がされるかというのは私存じ上げていませんけれども、そのへんについて森山さんの判断、東電さんの判断、若しくは細野さんの判断を誰が宣言するのかということのを合わせて教えていただけますか。

A：（保安院）まず保安院からご説明いたしますが、冷温停止状態の定義としましては100度以下ということと、放射性物質の放出の抑制ということがございますけれども、同時には第2ステップの最初の7月の報告書でも書いておりますように、この冷温停止状態の条件を維持するための循環注水冷却施設の中期的な安全を確保するということが大事だということを述べております。それで第2ステップの中では保安院の課題といたしまして、中期的な安全を担保していくための考え方をまず示します。その考え方に基づいて東京電力からこのようにやりますよという報告を受けてその内容を評価するということになりますので、数字的には冷温停止状態というのが実現できたとしても放射性物質の放出量については今もダストサンプリングをやっておりますので、そういったことも慎重に評価をする必要がありますけれども、数字的なものに加えて、その状態というものが中期的に維持されるのかということですね、見ていく必要があります。そのために保安院といたしましてもできるだけ早いタイミングで第2ステップの中の安全の確保の考えかたをお示したいと。それに基づいて東京電力からどのようにしてこれを維持するのかということを示していただいて、その内容を確認していくという作業があると考えております。それから誰が判断するのかということでございますけれども、一義的には保安院としてしっかり見ていく必要がありますけれども、今私どもの認識といたしましては最終的には原子力災害対策本部でご確認をいただく問題ではないかという風に認識しております。

Q：すいません、今のに関連し園田さんにお伺いしたいんですが、最終的にはこういった会見の場所なりなんなりで細野さんのほうから冷温停止達成というのは宣言ということになるのか、第一プラントごとになるのかわかりませんが、そういった線量を一月までの段階でするという理解でよろしいでしょうか。

A：（園田政務官）冷温停止ということの宣言というよりは、どちらかというステップ2の終了ということの宣言は今森山さんからもお話がありましたように原子力災害対策本部で確認がされた後に通常であれば会見を開かせてもらいますので、その場でお話があるかと思えます。

Q：先程の森山さんのご説明ですとかなり抽象的な部分も入るので、判断としてそういった必ずしも絶対っていう評価で測れるものでない部分が出てくると思うんですけれども、そういった部分についても含めて最終的に園田さん

なりなんなりが会見で宣言をされると、ステップ2の段階でか前倒しでいつの段階かはわかりませんが、宣言されると。そういう理解でよろしいんですか。

A：（園田政務官）おっしゃる通りで、ステップ2の終了ということを経済的に私ども政府としても確認をさせていただいた上でそのことについての記者会見なり公表はすることになると思います。

Q：ありがとうございました。

○司会

質問のある方。

○朝日新聞 西川

Q：朝日新聞の西川ですけれども、内部被ばく調査のことにに関して、念のためちょっと確認なんですけれども、預託実効線量を合計しても1ミリシーベルト未満というのは、それぞれ最高でどれくらいだったのか数値を教えてください。あと次に衆議院の科学技術・イノベーション推進特別委員会から提出を求められている手順書の件で東京電力さんと保安院さんにお聞きしたいんですけれども、東京電力さんに以前も出たんじゃないかと思うんですけれども念のため確認なんです、シビアアクシデントの手順書は今日特別委員会のほうには目次と表紙が黒塗りで出されたようなんですけれども、手順書全体は事故調査検証委員会、畑村さんの委員会ですね、こちらのほうに提出されたのでしょうか。その際は黒塗りだったのか、それとも基本的に何もせずに提出したのか、提出した場合はいつ提出されたのか。もし黒塗りにしてなかったのであれば、どうして特別委員会のほうと差をつけたのか教えてください。あとこの件に関して保安院さんのほうにお聞きしたいんですけれども、今回保安院さんを通じて東京電力に特別委員会のほうから手順書を提出するように求められてると思うんですけれども、今日この特別委員会の委員長さんが話したところによるとですね、法的権限に基づいて保安院に東京電力さんのほうに資料を提出させるようにするという風に話してたんですけれども、実際にそういう要請というか、そういうものが保安院のほうにこの時点で来たかどうかの確認と、なぜ今まで、これは多分炉規法か何かだと思うんですけれども、これに基づいて東京電力に資料の提出を請求しなかったのかと、あくまで任意の提出だったのかということをお教えてください。あと最後にこれも保安院さんでちょっと話が変わるんですけれども、IAEAの追加の報

告書なんですけれども、これは12日にIAEAに提出されるということでしたけれども、これは既に提出されたかどうかちょっと確認させてください。以上です。

A：(園田政務官) 私から、最初とIAEAの報告書については私からもご報告をさせていただきたいと思えます。まず最高値がいくつであったのかということですが、申し訳ございません、ちょっと私の手元にまだその情報が入ってきておりませんので、前回も122名の時も、最終的に高い方がこの値がこれだけということはお伝えをしたと思っております。ただしご承知かと思えますけれども、個人個人が特定できるようなところには申し訳ございませんが、これは個人情報ということで伏せさせていただきますが、相対としての報告ということでは支援チームと少し相談をさせていただいた後に、皆様方にもお伝えできるものをお伝えして参りたいというふうに思えます。それからIAEAの報告書でございますが、ちょうど日本時間で5時、17時の段階でIAEAの事務局に対しまして提出が完了いたしております。この後、理事会のほうに事務局を通じてご提示がされるものであるというふうに思っております。

A：(保安院) イノベーション推進特別委員会の委員長からのお話でございますけれども、今現時点でどこまで来てるかは、今確認をさせていただきます。それから、何故これまで法的に提出を求めなかったのかということですが、当然、法律を執行していく上で、たとえば原子炉等規制法に基づく安全の確認を行う上で必要な場合には、たとえば報告聴取という形で提出を求めることはございますけれども、今回の件につきましては、任意の要請ということでございましたので、いわゆる法律の執行のために、その実施をしているというわけではございませんので、これまでも任意の形で東京電力に情報提供を求めたということでございます。以上でございます。

A：(東京電力) 東京電力でございますが、私どもといたしましては政府事故調の調査に関しましていつでもご協力できるような体制をさせていただいてるところでございます。なお、今回の件に関しまして申し上げますと、政府事故調が具体的に現在何を調査されてるかにつきましては、私どものほうからお答えすることは差し控えさせていただきたいというふうに思っております。それから念のため付け加えさせていただきますと、本日シビアアクシデントの手順書に関しましては、その一部ということで表紙それから目次の当該部分のところを提出といいますか、閲覧するというご提出させてい

ただいておりますが、こちらに対しましては事前に原子力安全・保安院さんですとか、科学技術特別委員長のご了解もいただいているというふうに聞いております。

○司会

よろしいでしょうか。

Q：すいません、保安院さんにお聞きしたいんですけども、そうするともし特別委員会のほうからその法的に提出するようにと言われた場合には、するんでしょうか。それとも今お聞きしてるところのまましないのかなとも思ったんですけども。

A：（保安院）保安院でございますけども、具体的な要請内容をよく検討して対応したいと考えております。

Q：わかりました。

○司会

質問のある方。それでは後ろの列の真ん中のその方、それから前のそちらの方。

○NPJ吉本興業 おしどり

Q：NPJ吉本興業のおしどりと申します。よろしく申し上げます。まず司会の方によろしく申し上げます。所属名とお名前を教えてください。あと指名する記者さんの順番が何か規則があるのなら教えてください。挙手をずっとしている人間から先に当てたら公平かなと思うんですけども、割とそうではないので何か理由があるなら教えてください。よろしく申し上げます。そして園田政務官にお願いいたします。内部被ばく調査の追加実施の結果についてなんですけれども、少しこの調査の信頼度と言いますか、少し簡易型の検査のような気がしまして、その調査に疑問があります。まず尿のバイオアッセイはどのような検出器でされたんでしょうか。NAIシンチレーションゲルマニウム検出器、何らかの機械で使ったか教えてください。あと、尿は何CC何リットル取られたのでしょうか。あと何分間検査したのでしょうか。よろしくお願いいたします。あとホールボディカウンターなんですけれども、これの検出限界未満とありますが、その検出限界を教えてください。尿のバイオアッセイもホールボディも両方とも尿の検出限界も教えてください。よ

ろしくお願いいたします。それで放医研のホールボディを受けた方々にインタビューしたんですけれども、ベッドによる簡易型の検査で、そして純粋鉄や鉛などによる遮へいではない検査でした。東京大学では純粋鉄による遮へいされたところのホールボディカウンターで、15分間という検査なんですけれども、一昨日実は私たちも住民の方々のついでに受けまして、ほとんど東京にいた私たちでもセシウムが出ました。ですのでこの簡易型の検査を放医研でされているということで、その県とは別の調査を国がされてるということで、その放医研の簡易型のホールボディでいいのかどうか、その考えをお聞かせください。あとそのベクレル数とCPMなど生データももし公表できれば教えてください。よろしくお願いいたします。そしてヨウ素については、実行半減期が短いため検出されなかったということなんですけれども、その過去のヨウ素被ばくについてはこの検査によってどういうふうな考慮をしているか教えてください。よろしくお願いいたします。そして別件なんですけれども、以前5月半ばまでに放医研と福島県立医科大のほうで、警官と自衛官と消防官の方々が20名測定されたということをお聞きして、そして園田政務官にお答えいただいたんですけれども、その時に鼻スミア試料という吸入被ばくを見る検査をしたかどうか教えてください。よろしくお願いいたします。安全委員会の加藤審議官よろしくお願いいたします。回答ありがとうございました。西日本のほうでは下水汚泥にセシウムが出ていなかったということなんですけれども、関東のほうではたとえば埼玉、神奈川、北海道などでは下水汚泥からセシウムが出ているんですけれども、その場合の医療用のヨウ素ということで、このセシウムはどう評価したらいいのでしょうか。よろしくお願いいたします。保安院の森山さんをお願いいたします。特殊健康診断の回答ありがとうございました。その労働局の電離放射線防止規則第44条に基づく緊急作業の項目なんですけれども、この白血球数及び百分率の検査、赤血球数及び血色総量の検査というのは、東京電力のほうで検査をされていてそれは保安院に上がっているのでしょうか。どうぞよろしく申し上げます。

A：(司会) まず司会でございますが、保安院のERC広報班の原山と申します。当てるルールというのは特に考えてございませぬけども、前のほうと後ろのほうとあまり偏らないようにということと、それから手が挙がった順というのは考慮はしておりますが、非常に会場が広いものですからなかなか厳密にないかもしれません。それからなるべく初めての方から指していくというような、だいたいそのような感じでやっております。以上です。

Q：わかりました。ありがとうございます。

A：（園田政務官） それでは私から内部被ばくについての細かいご質問をいただきました。それで、大変申し訳ございませんが今すべてご質問のいただいた機器であるとか、あるいは尿のどのぐらいの量、あるいは何分間のというようなところも含めて検出限界値はいくら、あるいはその研究所の検査のあり方であるとか生データ、全てにおいて申し訳ございません、ちょっと私今手元にお持ち合わせをしておりますので、先ほどのご質問をいただいた方とも含めて、この件については支援チームに問い合わせをさせていただきまして、お答えをできる範囲でお答えをさせていただきたいというふうに考えておりますので、今日のところは申し訳ございませんがお答えはできないということでご勘弁をいただければと思っております。

Q：わかりました。ありがとうございます。ヨウ素被ばくについての考慮のことはいかがでしょうか。この資料によりますと、ヨウ素については自己半減期が短いため検出されなかったものと考えられるということですので、各ヨウ素が被ばくをしたことにしていたか否かなどの調査についてはいかがでしょうか。

A：（園田政務官） それについてはこの場でも従前よりご指摘をいただいております。このことについて今支援チームともご相談をさせていただきながら、今後どのような検討を行っていけばいいのかというところは、事務方の方でも今検討していただいているという状況でございますが、まだ専門家の方々からも色んなご意見をいただいている最中でございますが、過去にさかのぼってどういう形で有効なデータというか、検査ができるかというところは、現段階で何か答えがちょっと見つかってる状況ではございません。検討については引き続きさせていただいておりますので、それについてももうしばらくお待ちをいただきたいと思います。

Q：わかりました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。鼻スミア試料についてもどうぞよろしく願います。

A：（原安委） 安全委員会ですけども、東日本で下水汚泥中にセシウムが出ているもの、ほとんどセシウム 134 も出ておりますので今回の事故に由来するものというふうに考えます。

Q：ありがとうございます。そしてセシウムとヨウ素が同時に出ているものに

ついて、セシウムは福島原発由来だけれどもヨウ素は医療用ヨウ素という認識でよろしいでしょうか。

A：（原安委）はい、そのように考えるのが合理的だと思います。

Q：わかりました。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますけれども、福島労働局の指導で実施されております検査内容、今お話がありました白血球数等については保安院では承知しておりません。このような指導が行われる、特殊健康診断が行われているということは承知しておりますけれども、これはあくまでも労働安全衛生法に基づく労働局の指導でございますので、その内容までは、具体的な数字等までは保安院は承知しておりません。以上でございます。

Q：わかりました。保安院の中に医療班がありますが、その医療班でもそのクロスチェックなどはされていないのでしょうか。

A：（保安院）保安院にあるというよりも、原災本部の事務局としてその医療班というのがございますけれども、そこでこういったこと、これはあくまでも労働局の指導でございますので中身までは今把握しておりません。

Q：わかりました。保安院の運動指針、保安院のホームページを見ますと、原子力防災、運転段階の安全規制なども職務として挙がっておりますけれども、作業員の方々の安全は保安院のほうではあまりチェックしないのでしょうか。

A：（保安院）特に被ばく管理については、もちろん保安院でも見ておりますけれども、この分野はやや二重規制的になってるところがございます。労働安全法に基づく電離則と、それから原子炉等規制法に基づく実用炉規則という二つの規制が一部重なってるところがございます。実際に線量限度ですとか、そういったことは規制されておりますけれども、この健康診断というところまでは、原子炉等規制法の枠組みには今はないとということでございます。

Q：わかりました。ありがとうございます。作業員の方々の健康はそうすると労働局の管轄になるという認識でよろしいでしょうか。

A：（保安院）はい、もちろん厚生労働省の管轄でございますけれども、今は厚生

労働省それから保安院も含めて健康あるいは被ばくの管理のチームというのは統合対策室の中にございまして、情報を共有しながら進めているという状況でございます。

Q：わかりました。ありがとうございます。廊下に出ていた記者の皆さん私の質問が終わりましたのでどうぞ御戻りください。

○司会

よろしいでしょうか。では次の方どうぞ。

○朝日新聞 青木

Q：朝日新聞の青木と申します。よろしく申し上げます。すいません何度もこの質問は出ていると思うんですけども、週刊朝日のほうで中に入った時の映像が出て、先週の木曜日にインターネット上でユーストリームという番組でその映像が流されたんですね。あつという間に視聴者が1,500人を超えまして、その後どんどん増えていったという状況だったんですが、それだけ国民の関心が高いことという照査に思ったんですけども、東電さんとして今後公表する考えというのはおありなのかどうかということについてお伺いしたいんですけども。松本さんにですね。

A：（東電）公表と言いますか現場の公開という意味でございますか。

Q：そうですね。

A：（東京電力）私どももこれまでも皆様のほうからそういったご要望が多数寄せられていることは存じておりますけれども、いかんせんまだ発電所の中の状況と言いますと、まだまだ線量等もございまして今の段階では現場の公開等については今のところ考えておりません。もう少し時期が落ち着きましたら検討させていただければというふうに考えております。

Q：あと線量があるのでという理由についてちょっと納得しかねるんですが、どういう理由で線量があると入ってはいけないというお考えに基づくんでしょうか。

A：（東京電力）一般的には一般の公衆の皆様の被ばく限度と言いますのが年間1ミリシーベルトというようなところでございましてけれども、建屋の周りで

すとか現場をご覧になるということになりますと、その線量を超える可能性もあろうかというふうに思っておりますし、ただ単に遠目から見るだけでいいのかというような問題もございますので、少し私どもとしてはまだ線量それから暑さというものもございますので、少し時期としては早いのではないかとこのように考えております。

Q：国会議員の先生何グループか入られてると思うんですけども、直接近くに行った先生からお話を聞いたんですけども、そういう基準ってどういかに分けていらっしゃるんですか。

A：（東京電力）基本的には国会議員の先生も国会議員としてのお仕事の中の一環として現地を視察し、その成果を仕事に生かされてるというふうに考えております。

Q：これだけ大きな事態になって、国民の関心がある中で、私たち報道機関というのは国民の皆さんに映像や写真で物事をわかりやすく伝えるというノウハウを持っている集団であるわけで、この集団自体が伝えることで国民の皆さんにもっと正確に現場の状況は伝わると思うんですけども、その線量の目処というのはどれぐらいをお考えになってるんでしょうか。

A：（東京電力）まだ今のところ一概にどれくらいというところまでの目処というのはございませんが、線量その他、ご視察していただく規模を私どもも何十人という方々を一遍にお連れすることもできませんので、そういった規模感等も含めて少し検討させていただければというふうに思っています。

Q：じゃあもう今後検討していくということによろしいんですね。

A：（東京電力）はい、それは以前から申し上げてる通りです。

Q：以前からおっしゃってるのであれば、既に検討段階にある、今検討しているという理解でいいんでしょうか。

A：（東京電力）そういう意味では、少し実現まで時間がかかっておりますけれども、様々な条件を加味して考えていきたいというふうに思っております。

Q：いつぐらいにご回答いただけるんでしょう。

A：（東京電力）まだその目処はたっておりません。

Q：せめて今月とか来月とかそういうご回答はいただけないのでしょうか。

A：（東京電力）そういう面も含めて少し考えさせていただければと思っています。

Q：そういうご回答は一番初めにされたのは何ヶ月前なんですか。もう何度もご回答されてるとおっしゃいましたが。

A：（東京電力）こちらに関しましては事故発災直後は私どもも手一杯というところがございましたけれども、おそらく私の記憶では4月頃から現場の公開に関しましては皆様のほうから要望があったというふうに記憶しております。

Q：では4月から検討し続けてまだ回答が出ていない、今後いつ回答が出るかもわからないという状況であるわけですね。

A：（東京電力）はい、こちらに関しましては誠に申し訳ございませんけれども、私どもとしては今のところ色んな条件等を考えて現場の公開を進めたいというふうに思っております。

Q：週刊朝日のご本人にも、書いたご本人にもお話を聞いたりしたんですけれども、やはり現場の中で、現場にいる方々がこの現状を知って欲しいという思いが非常に強い、ライブカメラの人もそうですし、他の手段で発信し続けていらっしゃる方も、また個別に接触を図ってくる方ももちろんいらっしゃるわけで。中の人たちは、もうこの現状を皆さんに知って欲しいのだという思いが非常に強いので、今後、こういう規制をしていくと、どんどん内部告発的なものが増えていくと思うのですが。それよりはそちらでコントロールする中でも少しずつ公開していくべきだと思うのですが、いかがお考えですか。

A：（東京電力）色んなご意見があろうかと、皆様から作業員の方からもご意見等は承っておりますけれども、今の時点では繰り返しになりますが、まだマスコミの皆さまへの現場公開についてはまだ未定でございます。再度、こういった形でご要望があるということに関しましては、引き続き社内で検討さ

せていただければと思っております。

Q：もっと内部告発者が増えると、また検討が早まるのでしょうか。

A：（東京電力）いえ、内部告発の方、告発といいますかそういった方々がいらっしやって、今回は週刊朝日で公表されたようでございますけれども、私どもといたしましてはそういった動向につきましても、ウォッチしておりますけれども、今のところは、内部からの情報提供という形で、なにか左右されるというよりも、一つは私どもとして、皆さまの安全ですとか、あるいは作業の進捗状況を見て判断したいという風に思っております。

Q：私たちも報道機関の仕事として、どれくらい被ばくするのかというのは、それぞれの報道機関が覚悟を持って決めて入る話であり、そちらで公開すると決めたから無理強いして中に入るという方はいないのですよ、ですから被ばくの量というのは、検討材料に入れていただくというのは、これは報道機関として、それはあってはならないことだと思うのですね。

A：（東京電力）はい、ご意見として承らせていただきますけれども、被ばく、それから私どもの作業の復旧状況を見ながら考えさせていただきたいと思っております。

Q：いつかのタイミングで検討した結果というのを公表していただけるということですよ、それはいつぐらいを目途というのは……

A：（東京電力）今のところ目途はございませんが、もちろん公開の日程、それからやり方等が決まりましたらもちろん公表させていただきたいと思っております。

○司会

よろしいでしょうか。

Q：わかりました。

○司会

はい、質問のある方挙手をお願いします。それではそちらの方。それから後ろのその方。

○読売新聞 大山

Q：読売新聞の大山と申します。衆議院の特別委員会の運転手順書開示要請について何点か伺いたいののですが、まずは東電の松本さんに今回シビアアクシデント時の運転手順書について、目次と表紙だけこの3枚だけ提示された理由をちょっと教えていただきたいのと。というのは、以前その運転手順書、事故時の運転操作手順書、2日に公開した際に中身は黒塗りとはいえ提示されてたかと思うのですが、今回、中身すら提出されなかったのはどういう理由かということをごちょっと教えていただきたいのと、保安院の森山さんに、先程、朝日新聞の方の質問にもあったように、もし、この特別委員会から法的に開示するよう要請があった場合に、そのように東電側に指示をする考えはあるのかということと、あと、一民間企業である東京電力に、法律に基づいて要請したからといって、全て開示させることはできるかどうかはわからないのですが、もし、炉規法など、法律に基づいてこの手順書を要請した場合に、全て、黒塗りの無い状態で開示させることができる強制力があるのかと、その二点についてお願いします。

A：（東京電力）東京電力の方からまずお答えさせていただきますが、9月最初に提出させていただいた後、9月8日に保安院さんの方から衆議院特別委員会の方から再度、要請があったというお話を承っております。その後、私もといたしましては、個別対応を判断させていただきまして、今回は表紙、それから目次のいわゆる当該部分ということで代替注水のところだと思えますけれども、その記載があるという、目次上その記載があるというところを提出させていただくということで、本日、その対応をとったわけでございますけれども、こちらに関しましては、事前に保安院さん、それから科学技術特別委員会の委員長のご了解もいただいた上で、本日の理事会にはなかったという風に聞いております。

A：（保安院）保安院でございますけれども、まだ具体的なご要請がどのようなものであるかは把握できておりませんので、あまり具体的なご解答はできない状況でございますけれども、まずはその要請があったとした場合には、その内容を検討して対応することになると思います。それから開示の件でございますけれども、法令に基づき報告を求めたような場合には、当然一般的には行政文書になると思われまますので、その場合には情報公開法に基づく手続きというのが通常出されて、一般的な開示、公開の件でございますけれども、そのなか

で保安院として、それぞれの箇所についての不開示が適切かどうかという手続きを行う事になります。従って当然そのプロセスの中では東京電力に意見を求めるという事はありますけども、その意見の通りに開示が制限されるということでは必ずしもなくて、例えば、核物質防護上それが必要なものかどうかとか、知的財産とかいうところを含めて、精査をした上で開示をするということになります。

Q：すみません。その関係で、情報公開の件ではなくて、保安院がその法律に基づいて東電にその資料を黒塗りしないように、しないままで、そのまま丸のまま要請した場合、それは東電からそのまま提出受けられるという、そういうことになるのでしょうか。

A：（保安院）そういう風に理解してます。

Q：あとすみません、松本さんに。特別委員会の委員長の了承を得ているということなんですけれども、委員長の川内さんは、3枚しか提出されていなかったことについては、遺憾だという風におっしゃっていたようなんですけれども、その点は意思疎通の齟齬かなにかあったということなののでしょうか。

A：（東京電力）はい。委員長のご発言につきましては、ちょっと承知しておりませんが、私どもが9月8日に再度要請をいただいたあと、保安院さん、それから川内科学技術特別委員会の委員長とご相談させていただいて了解を得たという風に聞いております。

Q：あとすみません。特別委員会の関心としては、代替注水というよりは、非常用復水器ICの操作のことについて関心が高かったと思うんですが、その件に関しては特に黒塗りの部分で開示はされていないのでしょうか。

A：（東京電力）はい、最初の9月2日にご要請をいただいた際は、アイソレーションコンデンサー非常用復水器と格納器スプレイの操作の場所というようなことでお話を伺ってございましたけれども、9月8日の再要請の際の調整では代替注水といいますか、消火系の注水のところの目次というようなことで了解を得たという風に聞いています。

○司会

よろしいでしょうか。それでは次の方どうぞ。

○ニコニコ動画 七尾

Q：すみません、ニコニコ動画の七尾です。園田政務官に宜しく申し上げます。

I A E Aに提出する追加報告書について何点かございます。まず第一点が追加報告書は政務官は読まれていらっしゃるのか。今回細野大臣は報告書に加筆などはされているのか。これが第一点目です。あと新聞報道なんですけれども、報告書の中で福島第一原発につきまして、原子炉と使用済み核燃料プールについて、ここからが文章ですけど、安定的な冷却を達成したと評価しつつ、次にですね、より安定的な冷却を実現するためには数カ月を要するという、この2か所、報告書にあるそうで、書かれてるんですが、ここが良く分からないのですが、技術的な解説をお願いしたいと思います。

A：（園田政務官）はい、まず私も I A E A 追加報告書の検討にあたっては、会議体を持たせていただいておりますので、私もその一人のメンバーとしてこの中に加わっております。当然全てにおいて目を通させていただいてます。それから細野大臣のリーダーシップで、これが始まった6月の報告書も、今回の報告書も当然ながら追加的に国際社会に対してやるべきだという風な形がありましたので、細野大臣からもいくつか加筆のご指示を頂きながら今日まで進めてきたというのが実態でございます。それからご指摘のより安定的な冷却を実現するためにはなお数ヶ月の時間を要する状況であるというのは、初めにの概要の初めにの部分で書かせて頂いている文章でございます。これについてはロードマップのステップ1が終了いたしまして、ステップ2に入っていく時の話しでございます。すなわち七月にロードマップの改定がステップ1から2に入りました。ここからより安定的なものの冷却を構築するためにはそこからの時点としてまだ数ヶ月を要するという風に書かせていただいているということの表現でございます。

Q：すみません。その前の文章に安定的な冷却を達成したというのがあって、その次により安定的な冷却を実現するためには数ヶ月を要するというのはつまり達成したと言いつつより安定的なっていうよりって言う部分がちょっと分からないんですけど、これ技術的な明確な確信がまだ現在不安定だからこういう書きぶりになったという理解でよろしいでしょうか？

A：（園田政務官）はい。今循環注水冷却という点を取らせていただきますと、我々とで発電所の敷地内をぐるっと回るような形で大変幅広くポンプとホースを使いながらやらせていただいている所でございます。その中にはこの間

もなかなかそこがうまく稼動しなかったりポンプから稼動しなかったり、あるいはホースから水漏れが起きたりというような形で時折システム全体が止めざるを得ない状況もこの間ございましたので、そういった点もこれから改善しながらもう少し小ぶりのループ、大ループから小ぶりのループへの変更も含めてこれから課題としてまだ残っているぞというところを念頭において書かせていただいた文章の一つでございます。したがってまずは発生当初のいわゆる機材を使って直接放水をするというような状況から循環注水冷却という安定的な冷却システムをまず作らせていただきましたけれども、そのシステムの安全性というか安定性というかそういったところを今後のステップ2の中でより安定的に構築しなければならないということをここで明記をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

Q：分かりました。次にごめんなさい。後二点程ありまして、ちょっとこれを教えて頂きたいんですけども今後のIAEAの対応なんですけども、今回のような原発収束に関しては細野大臣で対応されて、例えばストレステスト等原発再稼動については経産大臣の対応になるのかそれとも一切合切細野大臣の対応になるか？ 一時海江田大臣が細野原発相もいらっしゃるときに海外に対応されていたことがありませたので、ちょっとその棲み分けというかそこを教えていただいてよろしいでしょうか？

A：(園田政務官) はい。一時的にと申し上げましていいのかわかるとは思いますが、ストレステストに関してはこれは経産大臣が所管でございますので、経産大臣の権限においてこれが行われる形になります。ただしご案内のとおりその仮定の中においては原子力安全委員会の評価を求めることになっておりますので、その安全委員会の所管は今現在は細野大臣でございますのでその部分では細野大臣も加わっております。しかしながら国際社会に対してこのストレステストそのものの責任を負う所管大臣は経産大臣という形になりますので、そこは経産大臣が行うという形になります。それから今回の追加報告書に関しましては、これは原発事故の収束に関しましては細野大臣が六月の27日以降官房に置かれましたので、担当大臣として置かれましたのでそれ以降は細野大臣が行うという形の棲み分けになっております。従いまして今回も細野大臣の元でこの追加報告書の作成を考えまして、そして今日まで作業を行ってきたという経緯があります。

Q：分かりました。すいませんごめんなさい。後一問ありました。先ほど女性の記者の方が現地取材について先ほど東京電力さんとやり取りをされていた

んですけれども、これをお聞きになって園田政務官としてはマスコミ陣の現地の取材に対してどう思われているのかちょっとお聞かせ下さい。

A：（園田政務官）はい。実はこの件については私ども、細野大臣の元でも皆様方からご要望を頂いておりましたのでどうするべきか、あるいはどの様な形でもっていかれるものであるかというところの検討は引き続きさせていただいているところでございます。当然東電との協議も今継続して行わせていただいている所でございます。私どもも当然皆様方には公開をさせていただきたいという思いを持っておりまして大臣もその件は強く意識はされておられます。だからこそ先般のロードマップの改定の時には何とかまず現場の状況を動く映像で見せるべきではないかということをもまずは東京電力に対して求めさせていただいたところ、先般のここで公開させていただいた様なビデオレターという形でまず第一歩、皆さんからすると遅がけかもしれませんが私どもも第一歩を進めることができたという風に思っております。今後現場での皆様方の取材あるいは皆様方への公開ということもあわせて一つ一つ実現すべく今後も私どもも検討を続けたいという風に思っております。

Q：すいません。ただ野田総理も皆様も行かれていて、マスコミだけ行かないというところ一般国民からするとこれは見方ですよ。何か隠しているんじゃないとか信頼性がやはりどうして報道陣に対してそういう事なんだろうってやっぱり普通思うと思うんですよ。それとこういう言い方は良くないんですけど、ある人に言わせると、報道陣に対する差別ではないかという言い方も出来るわけです。なのでここは国民としてオープンということであれば、皆様が行かれた中で、報道陣だけこの半年過ぎて行かないというのはちょっとやっぱり普通ではないと思うので、そこはそういった観点からもぜひ検討していただきたいと思えます。

A：（園田政務官）はい。もちろん私どもは何か一つでも隠しているつもりは毛頭ございませんですし、また先般の元作業員の方も含めて色々なご意見があるという風に聞いておりますので、そういった実態も含めて私共どもはしっかりとまずは健康管理であるとか放射線管理、被ばくの管理というものはこれからも当然ながら東京電力には求めるべくきちっと現地に検査官が入り込んでやらせていただいています。でその上でですけれども皆様方への公開というものを私どももできるだけ速やかに行うことが出来るようにという風には考えておりますけれども、今現段階で大変申し訳ございませんけれどもやはり現場の作業の状況とそれからまだまだ私も入らせていただきましたけれど

も、染量がやはりあの近くにいきますと高くなるという所もございまして、そういったところもやはり加味しながらという形になるのはご容赦を頂きたいという風に思っております。いずれ皆様方にはそういう機会というものが必ずおとずれるように私どもも検討に検討を重ねていくつもりなので、今しばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

Q：よろしいでしょうか？ 先ほどの質問について保安院から。

A：（保安院）保安院でございまして、科学技術・イノベーション推進特別委員会の委員長からの要請はまだこの時点ではきていないということでございました。

○司会

それでは質問のある方？ そちらの方、それから後ろのそちらの方。

○テレビ朝日 佐々木

Q：すいません。テレビ朝日の佐々木といいます。よろしく申し上げます。まず一点、目手順書の件なんですけれども東電松本さんをお願いします。保安院から開示に関して出来るだけ公開してくださいという要請があったはずなんですけれども、今回の開示はこれで精一杯なんですか。今回開示したのは紙3枚で1枚目が表紙、2枚目が目次で開示されているのは2箇所だけ。それ以外開示して問題ないと思うんですけれども、何箇所かあとは警備体制ですとかはそこは隠す必要はあるかと思いますが、概ね開示して問題ないかと思うんですがその辺はどうなんですか。それとこれだけの事件を起こしておいてまったくこういう資料開示に応じない体制というのも非常にどうということかと思うんですがその辺どうなんですか。

Q：保安院の森山さん、今回この資料を見ているかと思うんですけれども、この2箇所だけしか開示されていなかった、それを見てどう思ったかというのをお願いします。

Q：あと、園田さんをお願いします。原発作業員の、ライブカメラに映った件なんですけれども、そのメールの内容はどういった、メールの内容、どういう意図を持っているのかというメール、たぶんされたかと思うんですけれども、その内容というのを教えていただければと思います。ざっくりとした内容でいいので、例えば自分が写っていますというような反応だったのか、そういう内容とかがあればお願いします。あと、ウェブサイトの内容とかも分かれば、簡単に結構ですのでお願いします。

Q：あと、松本さんにもう1点。現場公開の件なんですけれども、やり方は結構いろいろあると思うんですが、例えば代表で何人か連れて行くということもあると思うんですが、その辺は考えていらっしゃるのかどうか、以上お願いします。

A：（東電）東京電力でございますが、まず手順書の件でございますけれども、こちらはあくまで運転操作にかかわる手順書は私どもの社内の文書でございますので、一般的に公開するものではないという風に思っております。特に知的財産が含まれている面もございますし、原子力発電所の手順書には、いわゆる核物質防護上の安全確保に関する部分もございますので、開示することに関しましては原則やらないということになっております。従いまして今回は、関係の方々とは相談した上で本日当該の箇所を開示したということにさせていただきました。それから、現場公開に関しましては、ご指摘のとおりこういったやり方が妥当なのかも含めて考えさせていただければという風に思っております。

A：（保安院）保安院でございますけれども、9月8日付けで東京電力に要請いたしました際に、再度イノベーション推進特別委員会から提出の要請があったということで、不開示とする部分も再度検討した上で提出を要請しますという風に申し上げております。今回提出されましたものについて、保安院として内容、知的財産等を含めて精査しているわけではございませんので、それは適切かどうかについては、コメントは差し控えたいと思います。以上でございます。

A：（園田政務官）ライブカメラに映っておられた方からの私へのメールの内容でございますが、結論から申し上げますと、私からこのメールの内容について皆様方にお伝えをするというこは、これはご本人のご意向もあろうかという風に思いますので、それについては差し控えをさせていただきたいという風に思っています。従いまして、私からこの内容についてですね、皆様方にお伝えをするということはお控えをさせていただければという風に思っております。但し、ご本人のウェブサイトというものがございまして、これは公開されているという風に思っておりますので、これについてはお話しても、ご本人がこういったウェブサイトを作られて出されているという風に思っておりますので、一般的にこれは公開されているものではないかという風に思っております。従って、この場でいろいろと全てにおいて申し上げるのはち

よっと時間がかかりますので、要は現場の作業の中で様々な厳しい状況にあるということがそれぞれ綴られているというのがこのウェブ上のものでございました。それから労働条件の関係で、それも大変厳しい状況であるというような形が出ているという風に読み取らせていただいているわけでございます。私から以上でございます。

Q：森山さんに追加お願いします。適切かどうかコメントを差し控えるということだったんですけれども、他の部分を見ないで、そういう適切かどうかというのは判断できるものなのでしょうか。

A：（保安院）ご質問の趣旨がよくわかりませんが、要請があったことに対して東京電力が提出というか、本日の場合、東京電力から持ち込まれたという風に伺っておりますけれども、という状況でございまして、委員会の方の求めにどこまで答えているかは、むしろ委員会のほうでご判断いただくべき問題ではないかと思っております。

Q：保安院のほうから、ここも公表できるのではないかというような指導とかはなかったんですか。

A：（保安院）それは具体的な指導はしておりません。

Q：それはできるだけ公表してくださいと東電にお願いをしておきながら、内容についてそういうことをしないというのはちょっとどうかなと思うんですけれども。それでこれで内容的に十分だと考えているんですか。

A：（保安院）もっと前に元々の要請にあっているかどうかというのは特別委員会のほうでご判断されると思っております。またそれが不十分であれば再度お求めがあらうかと思っておりますので、それに対しては誠実に対応していきたいと考えております。

Q：東電の松本さんに、すみませんお願いします。今回公表したものでこれで内容は十分だとお考えですか。

A：（東電）十分かどうかは先方がご判断されるかと思えますけれども、私どもといたしましては、今回8日の再要請に関しましては、事前にこういった形で提出させていただくかについては、保安院さんを窓口といたしますか、保安院さんからの要請でございますので、保安院さんのほうと調整をさせていただいております。先程、私、科学技術委員長の川内委員長の了解をいただいているという風に申しましたけれども、正確に申しますと、私どもが調整させていただいたのは、窓口といたしますか、要請元でございます保安院さんとのお話でございます、川内委員長のお話に関しましては保安院さん経由でご説明されているという風に聞いています。そちらのほうから川内委員長に関しては了解していただいたということで、私どもとしては、いわゆるまた聞きというような状況にはなっております。

Q：園田さんにちょっとお伺いします。今回この手順書公開の件、50項目の目次があるかと思うんですが、数えたところ。その内の48項目がいわゆる墨塗りの状態、分かる2行は消火系と不活性ガスの文字があっただけということになっているんですが、これだけで説明は十分だと思えますか。

A：（園田政務官）すみません、何に対する説明ということでお答えすればよろしいでしょうか。

Q：イノベーション委員会のほうに対して十分な説明がこれでなされたとお考えですか。

A：（園田政務官）その委員会としてですね、どういったことを求めていらっしゃるのかということにも尽きるのではないかという風に思っておりますが、と同時にまだ当然ながら私は見る立場でもありませんし、またそういった権限も与えられておりませんので、そこに触れるところではございませんけれども、今の現段階では、まだまだ様々な法令による措置がなされているという風に考えておりますので、そういった点は考慮に入れなければならないと、説明する際にもそういったところは考慮に入れなければならないという風には考えています

Q：前回また黒塗りの資料が出てきて、今回もこれだけの黒塗りの資料が出た事に関して、何か思うところはありますか。

A：（園田政務官）そうですね、黒塗りがどういう状況で何を意味しているのか

というところが全くもって私自身分かっておりませんので、どこがどういう形で必要な情報であるのか、そしてそれが非開示理由として求められているのか、そしてそれがどういう形で判断され、妥当か非妥当であるのかというところが判断されるのか、というところは、また第三者のところではきっちりとご判断がなされるものではないかなという風に考えています。

○NHK 岡田

Q：NHKの岡田です。東京電力の松本さんに再度、同じ類の質問になりますが、今回黒塗りした部分があるということなんですが、今後ですね、法律に基づく形などでですね、保安院などから黒塗りの部分もですね、きちんと開示して資料を提出するようというふうなですね、強制力が伴うものがあるかどうかちょっと分からないんですが、そういった指示が出た場合なんですが、そういった場合はどういった対応をするということになるのでしょうか。

A：（東電）まず、ご指示いただいた内容に応じて考えさせていただければという風に思っております。

Q：そこについても保安院との調整の中で決めるという事なのでしょうか。それとも、そこについても東京電力内で全て決定して、あくまでも黒塗りは黒塗りで通すという感じなのでしょうか？

A：（東電）まだ具体的にご指示、それから基づく法律的な根拠等がわかりませんので、そういったところをいただいてから、検討させていただければと思います。

○毎日新聞 大野

Q：すいません。毎日新聞の大野と申します。東京電力松本さんに質問があります。ちょっと確認なんですけれども、今日のダストサンプリングの結果、これは格納容器の上部40メートル地点で測定したという事でよろしいですか。

A：（東電）40メートルと言いますか、原子炉建屋のいわゆる測定箇所が地面から40メートルの高さでございます。この写真のクレーンの一番上の所が全部で高さが125メートルございまして、そこから85メートル程下ろした所に原子炉建屋の測定箇所がございます。本来ですと、建屋の5階の所に

あたるわけですが、1号機はほとんど原子炉建屋の屋根の天井がほぼそのままの形で5階のフロア、床面に落ちましたので、その上部で測定しているという事になります。従って、地面から考えますと約40メートルという事になります。

Q：建屋の上部からだとは何十メートルの所になるんですか。そうすると。

A：（東電）建屋の上部と言いますと・・・この鉄骨の枠っていう意味ですか。ちょっと鉄骨の高さを確認しますので、後ほど回答させていただきます。

Q：わかりました。後、測定結果をご覧になって東電としての見解を聞かせていただければ。

A：（東電）まず測定結果そのものでございますが、8月28日に測定したものの値から比べますと、約二桁から一桁、値としては高くなっておりますので、今回、風等の影響なく実際建屋の表面から舞い上がっているものをサンプリング出来たのではないかという風に思っております。なお、この値の大きい小さい、それから実際に原子炉建屋からどれくらい放射性物質が出ているのかについては引き続き評価していきたいという風に考えています。

○NHK 花田

Q：NHKの花田と申しますが、東電の松本さんに同じ関連で伺わせてください。この1号機のダストサンプリングの結果なんですけど、今お話があったように28日から10の1乗から2乗下がっているオーダーになっているんですけど、これ風とかの影響がなければ、他から運ばれてくる放射性物質が余分に測定されないで、逆に低くなるのかなと思っていたんですけど、この高い結果が出ている事というのをどの様に捉えられているのかというのをまず1点伺わせてください。後、前回の工程表の見直しの時で2億ベクレルっていう風な西門での試算結果からのがありましたけど、この時の試算で例えば逆算して、1号機からどれくらいのオーダーの放射性物質が漏れているかというのがわかるのか教えてください。後、2億ベクレルより、これ結果だけで判断出来るかわからないんですけど、この2億ベクレルより西門で、例えばこれより低くなりそうだとかそういった事がわかったのか伺わせてください。後、工程表の20日の見直し、発表されるという事になりましたけど、この時に以前からおっしゃっていたように、この試算評価、放射性物質

の放出評価を行うのか確認させてください。

A：（東電）まず1点目のご質問でございますが、やはりクレーンの方からダストサンプラーを吊り下げて測定している場合には、周辺の風の影響による拡散の方が効いていて薄まっていたのではないかという風に考えています。今回4メートル四方のテントを設けまして、そこから上に舞い上がるものを吸い取ったというような形にしておりますので、建屋上部から出ているものをより直接的に測ったのではないかという風に考えています。それから、こちらに関しましては今評価を進めている段階でございます。実際にこの濃度をどういった形で今後建屋から出てくる部分を見積もるかというようなところと、もう一つは風量、どれくらいの流れが実際この場所にあるかというようなところを評価した上で、原子炉建屋からどれくらい放射性物質が出ているのかということに、解析として繋げて行きたいという風に思っております。それから20日の日に道筋の発表がございますけど、こちらに関しましてはご質問にあったとおり、私どもがこれまで行ってきた建屋からの放射性物質の放出量の評価について、それまで出来ているものを公表させていただければという風に思っております。

Q：わかりました。そうすると、今回のこの数字というのが、数字的に見るとポンプ車とかで測った6月23日とかの公表分とかに結構近いかなという印象もあるんですけど、そういうのとは別に測り方を変えたというので実際に実際に1番近いものという捉え方でよろしいでしょうか？

A：（東電）実測より近いものではないかという風に思っております。ただもう少し、実際に4箇所測っておりますので、そういったところの違い等については考えて行きたいと思っております。

○NPJ日隅

Q：NPJの日隅ですけれども、ERSSとSPEEDIの件なんですけれども、これは一般に発表するまでの間にそれぞれのデータにアクセスした回数というのがわかるんでしょうか。わかればそれぞれ教えていただきたいと思っております。これは保安院なんですかね。

Q：それから、東電の方には事故直後の解析が、崩壊熱の発生量等から解析さ

れてその後も何度かされているという事でしたので、回数はわからないという事でしたが、その後回数はわかったのでしょうか。いつ頃やったのかという事と合わせてお答えいただければと思うんですが。

Q：それから保安院の方なんですけれども、津波の予測について口頭で2009年頃聞かれている方について、特に注意等はしていないという事だったんですけれども、今現在この方はどういう職務に担当されているのか。つまりこの東電の事故に関わる仕事に今就かれているのかどうかというのを確認して下さい。それから1号機の汚染水の発見について前回ちょっと報告が遅れたんじゃないかという事を言ったんですけれども、それについては確認をされたのでしょうか。それから先ほど、高濃度汚染水漏れについての被ばく評価については受けていないという事でしたけれども、そうだとするならば保安院として独自に被ばく評価を行うべきだと思うんですけれども、それはまだされていないのでしょうか。それからEUのストレステストの内容については7月28日資料を掲載されているという事だったんですけど、ちょっと見つからなかったので文章の名称を教えてください、そこから検索できると思うので教えてください。それから保安院について先ほど冷温停止の問題が何回か出ていると思うんですけれども、これについては1気圧でほぼ格納容器も圧力容器も1気圧で、かつメルトスルーして燃料が下に落ちているとするならば、燃料付近の温度がいくらであったとしても、1気圧で水蒸気になって圧力容器の底部に到達すれば100度になるのは当たり前で、100度になっているから冷温停止になっているというのは全く意味が不明なことであって、それには全く科学的な意味合いがないんだと思うんですけれども、それは前提として燃料が一定の部分に残っているという事が確実にわかっているという事を前提にしていると思うんですけれども、これまで明らかなように、燃料がどこまで落ちているかわからないという風に言われている中で、100度という事になんの意味があるのかわからないのでちょっと説明してください。それから保安院のIAEAに提出した追加報告書について、これはどこを見ればわかるのか教えてくださいたいですね。それからICRPは放射線の被ばくの防護に当たっては、個人の年間実効残留線量というのを定めて、それに基づいてきちんと管理をするようにとパブリケーション111の中で勧告をしているんですけれども、これについて保安院はもう決定するような方向で検討されているのでしょうか。過去の放射線物質漏れ事故において、個人年間実効残留線量、それに相当するようなものというのは過去どのような数値を採用してきているのでしょうか。

Q：これについては園田さんについても聞きたいんですけれども、そういうICRPの勧告に基づいたことが未だになされていないということはなぜなん

でしょうか。それから保安院について I C についての実際の操作内容についての報告を受けたのはいつなんでしょうか。その報告内容はどのようなものだったんでしょうか。

Q : それから安全委員会について、前回配布された文書について、ごく少量ということについての説明をしていただけるとのことだったんですけども、それについてはどのようになってるのかということと、文科省が先程 250 ミリシーベルトについて、これは確率的影響に基づく説明だから大丈夫なんだとこう仰ったんですが、あの文書を読むと確率的影響のことを述べているという風に明確にわからない。なぜならばその後に確率的影響についてはないんだと。ちょっと読み上げますとですね、どういう表現になっているかというと、数年で 250 ミリシーベルトより弱い放射線では影響は生じません。従って避難区域外における放射線の強さ（確定的影響）によって身体的な影響が生じることは考えられません。となって確定的影響という言葉を前の文章の中で入れ込めばいいのにそれを入れてないから影響が生じないというのは何の影響もないという風に誤解を受ける可能性があるんですね。ですからもう少しこれは正確な表現をされたほうがいいと思うんですが、文科省は I C R P が長期被ばくにおいては 20 ミリシーベルト以下にするべきだと言っていると思うんですけども、それについてこの中で全く触れてなくて、100 ミリシーベルト以下はまるで安全だと受け止められるかのような表現がされているんですけども、なぜ 20 ミリシーベルト以下というようなことについて、この中で触れてないんでしょうか。それは非常に重要な数値なんだと思うんですけども。

Q : ということとそれから園田さんにちょっと事故に関わる直接的なことではないんですけども、昨日反原発のデモで十数人の人が逮捕されたんですが、これについては早速ドイツの T A Z 紙という新聞が、市民の参加をデモへの参加を防ぐための行為であるという風に非常に批判されてます。これはこういう所謂正当なデモをああいいう形で弾圧するとういうのは日本の印象、日本のブランドがどんどん悪くなる。周りから見ると中国の高速鉄道事故と同じなんですよ、日本の対応というのは。という風に見られるので、これについて少し内閣のほうで何か検討するような余地はないのかどうかということですね。今後のことについて。以上です。

A : (保安院) まず保安院からでございますが、アクセスという意味が必ずしも十分理解できていないかもわかりませんが、E R S S は保安院では 5 ケース解析して。

Q : アクセスって、アクセスっていうのは要はデータがあるわけですから、そのデータに何人の利用者がアクセスをしているかということがわかるんじゃないかなと思ったんで聞いたんです。

A : (保安院) ええと、それはERSSについてということですか。

Q : ERSSのデータ、SPEEDIのデータ、それぞれです。

A : (保安院) SPEEDIでありますと、保安院だけで見ているわけではございませんので、保安院ではSPEEDIは3月11日から16日にかけては45ケース試算をしておりますけれども。

Q : いやいやそういう意味じゃなくて、つまりどういう目的で作ったかはっきりされないと言っているんで、その職員の方がどういう形でアクセスされたのか。たくさん頻繁にアクセスされているなら、それは何かの形で使われているんだろうと思うし、そうじゃなくてアクセスがほとんどないのであれば、アクセスが放置されてたんだなということが分かるわけですから。

A : (保安院) それは期間はいつの期間のことを仰っているのでしょうか。

Q : 一般に発表されるまでの間です。我々が知りうるまでの間、内部のみでその存在を知りえた間のアクセス数という意味です。

A : (保安院) 保安院として、その評価をしたのはERSSが5回でSPEEDIは3月11日から16日は45件と申し上げているわけですがけれども。

Q : いえ、それはアクセス数というのはデータへ端末でアクセスする、要は開くという意味です。データを開いた回数という意味です。

A : (保安院) 保安院からJNESに依頼をして、その結果が端末に出てきて、その結果を保安院は見たということでございますけれども。

Q : いいえ、そういう意味じゃなくてですね、1つのデータにいろんな人がアクセスして開くわけだから、それは何度と、その回数を聞いているんですよ。

A : (保安院) 保安院はERS Sであれば解析をしてくださいと依頼をして、JNESのほうで解析をした結果を保安院の端末に送るというか、保安院のほうにJNESさんが見てその結果を出したということでございます。それ以上ではございませんけれども。

A : (保安院) それから津波の予測に関して。その時担当していた職員は保安院にもおりますが、耐震問題全般を広く担当しております。それで当時当該の職員がどこまで情報を共有したかというのは必ずしもはっきりしてないところもございまして、そのあたりについては、さまざまな角度から今事故調査委員会のほうで調査がなされていると。本人の記憶だけではなくて、周りの者の記憶も含めて調査がされているという風に理解しております。そういったことをご理解いただければと思います。それから汚染水の発見の件についてはまだ確認中でございます。滞留水だったのかどうかも含めて、トレンチの問題もありますので、そこらへんについても確認をしております。どこまで情報が共有されていたか、いつ正式に報告があったかということは今確認しておりますのでまた確認でき次第ご説明を申し上げます。それから汚染水の漏えいの件で被ばく評価をすべきではないかということもございますけれども、放射線管理という観点から、例えばいろんな形で放出する場合に事前に評価をするということはこれまでもやってきておりますが、今回の2回の放出につきましては、放出量の評価ですとか、むしろその際にはモニタリングをしっかりやっていくと。実際の影響という観点からはですね。事前の評価、例えば、低濃度のものが出た場合は、例えそこが放出された地点で、とれた魚介類を食べ続けるといった、かなり現実とは違ったような評価をしておりますけれども、実際の漏えいに関する評価は今事実上、漁業がなされていないという状況もございまして、その評価をすべきかどうかについては、よく検討する必要があると思っております。それから1気圧、100度のことでございますが、少なくともその圧力容器の底部の温度がかなり高い状況にございました。そういった状況が続いておりましたので、実際その燃料がどこにどれくらいあるかということは正確には、わかっておりませんが、少なくとも圧力容器の底部にですね、相当量というか、あるんであろうという風に推定しております。その温度が下がってくるということは十分意味があると思っております。それからもちろん格納容器の中に来ている部分もあると思っておりますけれども、格納容器の温度も取れておりますので、全体として冷却というのは、早くできるのではないかと思います。それからEUのストレステストの資料でございまして、第57回の原子力安全委員会に報告し

ておりますので、第 57 回原子力安全委員会をホームページでご覧いただけるという風に思っております。第 57 回です。それから ICRP の件についてはすぐにお答えできませんので、調べさせていただければと思います。それから追加報告書につきましては官邸と保安院のホームページに今掲載されているということでございます。以上でございます。

Q : IC についての報告は。

A : (保安院) IC が作動中であるという報告は、当初、受けておりましたけど、そういうことではなくてでございますでしょうか。

Q : 実際の具体的な操作が、こういう風な操作行われたってということについての報告。

A : (保安院) 報告というか、それは聞き取り、その他順次やってきております。

Q : ですから報告は受けてないんですか。

A : (保安院) 報告は、どこまで入っていたかはちょっと今、記憶が定かではございませんけども、先日事故報告という形で正式には報告を受けております。9 月いつだったか……先週の金曜日ですね。正式にはそこで報告という形で受けております。それから、その他に現場にまいたり、サイトの方にまいたりして、聞き取りなどは進めてきております、その中で色んな形でこの IC の操作の内容も含めて調査をしております。まだ調査は継続中ということでございます。以上でございます。

Q : いや、ですので、最初に報告を受けたのはいつで、どういうものかということ、今、わからなければ後で教えていただきたいということです。

A : (保安院) 報告という形だったか、そこに行って確認したかわかりませんが、わかる範囲でお答えいたします。

Q : お願いします。

A : (安全委) 安全委員会ですけれども、前回の資料の中での線量、原文でいう

トレビアルドーズがどれくらいかということにつきましては、今、現在 ICRP の活動に関係している何人かの専門家に確認中ですので、分かったらまたお知らせしたいと思います。

A : (文科省) 文部科学省でございます。250 ミリシーベルトについての再度のご指摘でございますけれども。資料の見方というか、ご指摘のあったページはこの放射線、放射能を正しく理解するためという資料の 10 ページ。それから 11 ページにかけての記述でございます。10 ページの方に、まず放射線の影響というのは、確率的影響と確定的影響がありますという説明をした後に、その 250 ミリシーベルト云々では、その確定的影響によって影響が生じることは考えられませんという記述がございます。その次のページに、今度はガンなどの確率的影響というのがありますので、普通に読めば、このところは言ってるのは、その確定的影響についての言及なのかなという風に、言及と読めるのではないかという風に思ったまいであります。それから、もう一点の質問のご趣旨がよくわからなかったんですが、20 ミリシーベルト云々についての言及が、この資料の中でないというようなご指摘だったんでしょうか。おっしゃってる趣旨が、例えば ICRP が言っている緊急時被ばくにおけるその 20 ミリ、100 ミリシーベルトの話、それから、その後の現存被ばく状況における 1 から 20 ミリシーベルトということであるとすれば、同資料の 6 ページのところ、その ICRP の参考レベルとして緊急時における 100 とか、普及期における 1 から 20 というような数値は一応載せてございます。以上でございます。

Q : ですからそれが、まさにその影響についての説明のところ、それを書かなければよく分からないんじゃないですかということ言ってるんです。100 ミリシーベルト以下は、ガンリスク異常者を認められていないみたいないい方がしてあるだけであって、だけでも ICRP の方では、いわゆる長期にわたる被ばくの場合は、20 ミリシーベルト以下にするんだという風に勧告を受けているんだということを書いておくべきであって、そうしないと誤解を生むんじゃないですかと、100 ミリシーベルトまで安全だという風な誤解を呼ぶんじゃないんですかということ。それがさっき言った、最初の方で言えば、影響は生じませんってところに確定的影響は生じませんと、その 3 文字を加えるだけで誤解を避けることができるんですから。つまり危険なものを、安全だという風に誤解を生じる方向での誤解は避けるべきじゃないですかと、安全なものを危険だという方向で誤解を生じることは、それはまだいいわけですよ。ところが逆方向での誤解を生じることはできるだけ避けるべきじゃないですかと、

そういう風に言ってるんです。

A：(文科省) 実際に見ていただければ、このところが確定的影響によってという風を書いてあるのは明白かなと思いますけれども、今後、仮に資料とのリバイスとか、作成に当たっては十分気をつけて参りたいという風には思っています。

A：(東電) 東京電力でございますが、3月11日から15日の間の通報連絡ベースで解析といいますか、予測をした回数でございますけれども、水位関係が、水位の報告、それからTAFに到達する予測等も含めて17回。CAM S放射線 モニターによります損傷量を評価したのが5回ということでございます。

Q：それは、いつ頃から、いつ頃までの間なんでしょうか。

A：(東電) 11日から15日の間です。3月。

Q：分かりました。

A：(園田政務官) 先ほどICRPからの勧告を受けて、まだ日本がそれのことに対して答えていないのではないかとご質問であったかと思うんですが、ちょっと私も、経緯がどういう形で行うべきなのかということは、ちょっと知見を持っておりませんので、またそれは確認をさせていただきたいと思っております。それから反原発のデモに参加されて逮捕されたという事件があったということでございますけれども、おっしゃる通りですね、今、その情報をしっかり私も受けているわけではないんですけれども、当然我が国においても思想・良心の自由というのは認められておりますし、デモについては許可申請を出して公安条例に基づいて、その条例に違反しない規定の中においてデモが行われる分には、自由に行われるものだという風に考えております。従って、その違反があったかどうかというのは、ちょっとそれは公安委員会並びに、その逮捕事案を抛出したところが証明をしなければならぬという風に思っておりますけれども、いずれにしても我が国において、思想・良心に関する弾圧的なことがあっては、私もならないという風に考えています。

Q：結局ですね、それが外国からみると、それは弾圧だとみられるようなレベ

ルのことが日本で行われているということが、日本のブランドを落とすのではないかということをして、そんな国には行けないと、観光には行けないとか、そんな国が発表していることは信じられないとか、そういう方向にどんどん、どんどん今、国際的にはそういう評価を受けているのではないですかということをキチンと、そういう事も含めて検討していただきたいと、そういうことなんです。

A：（園田政務官）当然、諸外国に対してですね。私どもの政府、日本国政府の取り組みっていうものは今、官邸のホームページでも食品の関係で、まず行う必要があると、いうふうに考えた次第でございまして。それを今、諸外国に対して発信をするべく、充実をさせていただいているところでございます。で、今の件、この案件についてはですね、誤解がひよっとしたらあるのかなあというふうには考えておりますけれども。当然、私共の国家においてはですね。当然自由の国であるというふうに私も、長年この国で国籍をもちいて過ごして参りましたので。その点については誤解のないように発信をされるべきであるというふうに考えてはいます。

Q：すいません。それから保安院の、先ほど冷温停止の話があったんですけれども。言われる事は理解できるんですけれども、そうであるならば、崩壊熱と注水量から推論されるですね、熱の変化みたいなものをこれを出した方が、国民に公開した方がより正確。或いは、それにも基づいて両方で判断する方がより正確だと思うんですけれども。それについて、発表されていないというのは何故なのでしょう。それからそれは同じような事が言えるのは、魚の事なんですけれども。魚について被ばく評価をされていないという事の中で、結局魚動く訳なんですけれども。それについて全量チェックをしていない以上ですね。やはり、30キロ域内での、県内でのそのサンプル調査っていうものがやっぱり、必要だと思うんですけど。それもしないし、被ばく評価もしない。じゃあ本当に魚、安全なのか。全く解らないんですけれども、そういう事について何か改善をされる事は無いんでしょうか。その二点です。

A：（保安院）まず、魚については、これは水産庁中心にですね、対応されているというふうに考えております。それから、冷却につきましてはやはり実際注水の結果ですね、どの程度がその冷却に寄与しているかという、問題がなかなか解らないところがございます。現実にはその、炉心に至るまでにその経路において漏えい等があって、十分に入っていないという様な事も考えら

れますので、従って今注水経路というものを複数準備して、それぞれどの程度の効果があるかという事を見て、その温度を下げていくという事がまずは一番現実的であるし、重要ではないかというふうに思っております。

Q：じゃあ、効果があると、効果がある事を前提にした数値だけでもこれが最大限、こういうふうに冷えてますよと、最大限ですねという様な物を出す事を否定する事にはならないと思うんですけど、今の説明は。

A：（保安院）勿論、計算上ですね崩壊熱は当然計算できますし。今時点で、その崩壊熱以上の注水といいますか、は、実現できているというふうに考えておりますけれども。確か、崩壊熱は一度出された様な気がしますが。東京電力の方からですね。実際のその冷却という観点からしますと、どういうふうに水が入っているのかという事が、必ずしも十分解らない中で、やはり注水の量を変化させて、その影響を見るといった形で対応するのが、現実的ではないかと考えております。

Q：いや、解らない事が沢山あるのはわかっているのですが、わからない所が沢山あるからと言って、出さないっていうのがこれまでのあり方だったんじゃないんですか。SPEEDIについても。だから、少なくともこういう前提の物ですと、このデータは、という事を前提と共にですね。出すべき物は出す必要があるんじゃないかと思うんですけど。

A：（保安院）崩壊熱は出されていると思います。

Q：いや、崩壊熱と注水量の関係からどういうふうに冷却されていくかと。或いは、現在どういうふうな冷却状態にあるかという事が推論されるかと、そういう物です。

A：（保安院）勿論、冷却が十分行われているかという事を十分評価しなければいけませんけれども。今は崩壊熱を超える水を入れていると、いう事でございまして、崩壊熱その物はもう既に出ていると思います。で、問題はそのどれ位注水を増やすかによって、冷却が進むかという事は、やはりその温度との関係について、注水量を変化させながら見ていくという事が、大事だろう

と思っております。これまでの資料にそのものは出ておりますので、その熱を取るだけの水の量としてはもう入っているというふうに考えておりますが。

Q：冷温停止が先ほど 100 度、一気圧で水蒸気になるのは 100 度になるのは当然だと、それは当たり前なんだからあまり意味は無いんじゃないですかっという事に対して、一定の答えをいただいたんですけれども。それを裏付ける 1 つの根拠として、その崩壊熱と注水量の関係っていうものは、出した方がいいんじゃないですかっ。無いんですか。無いんだったらそりゃ仕方ないですけど。無いんだったら作るべきだと思うんですけれども。

A：（保安院）崩壊熱は当然もう出ておりますので、それを取るだけの蒸気はどれ位かはそれは勿論計算は、できますけれども。それは既に。

Q：いやいや、それを取るだけの蒸気量を聞いているんじゃないなくて。現実には注水した量から、今現在のその燃料の温度というものがどの様に推移しているかという事を、推論したものと。そういう意味です。別にその、崩壊熱以上の注水ができてないから、どんどん危険な状態になっているんじゃないかっ、そういう事を危惧して言ってる質問では無いんです。

A：（保安院）今の状況で、そのどういうその事を仰っているのかちょっと理解できてないところがございますけれども。

Q：例えばですね。いわゆる、ラジエーター方式の冷却方法であれば、一気に冷却ができる訳ですよ。冷温停止状態に 1 日でもできちゃうと、いう様なお話が前あったと思うんですけれども。今現在の注水の状態だとするならば、そういうどういう状況になりえているのかと。燃料の状況がですね。それは推論できるんじゃないんですかっというふうに聞いてるんです。

A：（保安院）燃料の状態を推定するのは、非常に難しいと考えております。

Q：ですから、その前提条件の基にこういう事が考えられるというふうなものがあった方がより意味のある…。つまり、冷温停止にどれだけの意味があるのかっという事について、みんな疑問に思ってる訳ですよ。何度も質問が出てるわけですから。

A：（保安院）冷温停止というものは、しっかりと評価していく必要がございますし、当然、炉の状態もですね、これから把握していくという事は、これは短期的に直ぐできるというものではないかも知れませんが、重要なテーマであると考えております。で、その様な事に関しまして、本日はご示唆をいただいたという事で、その点については承っておきたいと思っております。

○フリー木野

Q：すいません。フリー木野ですけれども。まずちょっと保安院、森山さんに。先ほどERSSの運用マニュアルはとりあえず無いと言う事なんですけれども、そうすると、実際の使う上では保安院の方では、こういった場合にERSSをどう使うかというのは、これはその場、その場で判断してるといようなものになるのでしょうか。仮に例えば今回の様に、本来のデータが使えない場合に関しても、要するにその場その場でやっていたという事で、その結果として今回の様に一体全体、誰にどう伝わっているか解らないという事になったというふうに評価。認識してよろしいのでしょうか。

Q：というのとですね。後、文科省伊藤さんにですね。先日もお伺いしたんですが、海洋のモニタリング、30キロ圏の所で東京電力と文科省で仕切っているのは、これは、理由はどういう事かというのは、本来は解りましたでしょうか。

Q：それから、園田政務官にですね。除染に関する事なんです。ガイドラインは勿論、8月26日に出たものは拝見させていただいたんですけれども、要するにあそこに出ていないのは、実際にその作業する上で、勿論そのモデルケースでね。以前8月にお示ししていただいて、4ヶ所でしたっけ。5ヶ所位のモデルケースで、こういった状況で被ばく量がたいした事ないというのは勿論解るんですが、一件、一件の状況が違う以上は、きちんと放射線管理というのはすべきであるし、そうしないと安全に作業だてできないと思うんですけれども。ガイドラインの中にはですね、実際にその除染にそういった機材を揃えるのにいくら位ぐらいかかってであるとか、こういった機材、勿論手袋とかですね言うのは書いてありますけど。手袋じゃ放射線防げない訳で、きちんとした放射線管理の方法というのが全く抜け落ちていると思うんですけれども、その辺の御認識と言うのは、いかがでしょうか。というのと、そういった放射線管理をする上で、国から何らかの形で地元の自治体、或いはその個人にサポートすると言うのは、そういった予定、計画というのは無いのでしょうか。

Q：保安院の森山さんに、今の崩壊熱と燃料の関係でちょっと追加でお願いし

たいんですが、要するに、現状、今、例えば一つにつき4立米／アワーぐらいで入れて、3号機ちょっと多いですけども、入れているんですけども、これを例えば5立米にしたら温度が何日間でどのぐらい下がるとか、2立米にしたらどのぐらい下がるとかというような予測の数値、シミュレーションというのをお示しいただければということなんですけれども。そういったものをそもそも持っているのかどうか、燃料の状態を全く把握してないのかどうか、いうのをその辺のことをちょっとお聞かせください。それから、先ほどの手順書の件なんですけれども、これは先日もお伺いしたんですが、保安院のほうで真っ黒に塗りつぶした部分の中で、どの部分が知財に触れるもので、どの部分が核物質防護なのかというのは確認されていますでしょうか。その後、こういった問題…そもそも核物質防護に配慮して、情報、資料を出してくれという風に、保安院から当然要請しているようですが、最終的に核物質防護に配慮すべきなのは保安院であって、これは事故の当事者である東電がまずその部分で判別すべき資料ではないように思うんですけども、保安院としては手順としてはそういうのは考えられてはいないのでしょうか。それから、この手順書に関して、元タイノベーション委員会のほうでは、秘密会という形式でも構わないので資料を出してくれという風な記載があるんですけども、これは要するに秘密会においても、そういった資料を出せないような秘匿性の高いものなのか、或いは国会議員でも情報に接することができないような種類のものなのか、核物質防護というのはそういった種類のものなのか、その点の認識をお聞かせください。以上、お願いします。

A：（保安院）はい。まず保安院からでございますけども、まずERSSの取り扱いマニュアルのことでございますが、ご趣旨はどういう風にこのERSSを使って、どういう風に情報提供するかということですので、ERSSの取り扱いマニュアルというよりも、むしろ防災に関するマニュアルということの中に入るのではないかと、私どもは認識しております。本来私どもが期待していた姿は、現地対策本部といいますか、オフサイトセンターと保安院で、両方からこのERSSというのは見られて、私どもがこれまで実施してきました訓練では、むしろオフサイトセンターがイニシアチブをとりながら解析をすると、そんなイメージを持ってマニュアルを作ったり、訓練をしたりして参りました。従って、どういう風にERSSを操作するかというようなこと、ERSS側というよりも、実際の事故時にどういう風に情報を伝達するかということございまして、先ほど申し上げましたように、今回の件については今後のマニュアル等の検討にも反映しなければいけないんだろうという風に思っております。

A：（保安院）それから崩壊熱の関係でございますけども、どれくらい水を注水すればどれくらい下がるかというのは、必ずしも十分把握、定量的に把握できているわけではございません。従って今、注水量を変化しながら対応しているということでございます。なかなか期待したとおりに、かつても下がらなかった。例えば、消火系から給水系に変えても流量がなかなかしぼれないということもあつたりしておりますので、実際にどの程度、炉心の部分に、燃料の部分に水がどういう形でかかっているかというのは分からないところがたくさんございます。そこに辿り着くまでの漏えいということもあろうかと思えます。従って今、具体的にどれくらい水を入れればどれくらい下がるということは、まだ持ち合わせておりませんので、現在、給水系からの流量を絞りながらその効果というのを見ているということでございます。

A：（保安院）それから、手順書の件でございますけれども、手順書につきましては、もちろん保安院として行政文書として持っていて情報開示の請求があれば内容は精査する必要があると思えますけども、現時点では核物質防護上、或いは知的財産上どの範囲かということろまでは実施しておりません。もちろんイノベーション推進特別委員会からのご判断でもって、またそういうご要望があれば、それに対しては誠実に対応したいと思っております。それから、秘密会においても出せないのかというご質問がございますけども、保安院の職員である私も中身を見ることはできません。以上でございます。

Q：ごめんなさい。最後の手順書のところから確認なんですけど、中身を見るのができないと言うのは。

A：（保安院）失礼致しました。核物質防護については、限られたところでみておりますので、それは仮に保安院の職員であっても、情報へのアクセスは制限されている、そういう意味でございます。

Q：そうすると、事故調査委員会のほうに関してはこれを見ることができると言うのは、もう現時点で決まっていることなんでしょうか？

A：（保安院）保安院としてはどういったことが事故調査委員会に出されているかは、承知しておりません。

Q：ちょっとこれは可能性の一つなのですが、そうすると事故調査委員会で見
たものに関しても最終的な報告書では、では黒塗りになるという可能性があ
るということになるのでしょうか。これは森山さんに聞くのもあれですけ
ど…

A：（保安院）保安院としては、どういうものが事故調査委員会に提出されてい
るかは承知しておりません。

Q：今回黒塗りになった部分に関しては、どこまでが核物質防護でどこまでが
知財かという確認は、保安院ではされていないということなんでしょうか、で
は。

A：（保安院）はい。今の時点ではしておりません。

Q：する予定もないのでしょうか？

A：（保安院）現時点ではその予定はございません。また今後なんらかの対応が
必要になった場合には、全く否定するものではございませんけども、現在こ
の段階では、今のところ予定はしておりません。

Q：ちょっと一つ確認なのですが、そうすると今回の件に関して、委員会から
保安院を通して東京電力に要請があったというのは、保安院としてはどうい
う位置づけというか、どういう役割を担うべきという風に考えてらっしゃる
のでしょうか。

A：（保安院）任意の要請だという風に思っておりますが、要請でございますの
で、保安院としてはそれに適切にご協力し、対応していきたいという風に思
っております。

Q：なんか伝言ゲームで間に入っているだけのようにも聞こえるんですが、ち
よっとすみません、その関係で東京電力松本さんに。先ほど要請があった分
に関して、今回、三枚の紙を提出したということなんですけれども、その要

請があった内容というのは、松本さんは把握してらっしゃいますでしょうか。

A：（東電）はい。保安院のほうから指示文書としていただいている内容については、私知っております。

Q：全部で7項目あって、きちんとシビアアクシデント発生時における手順書であるとか、GEの操作マニュアルであるとか、一応項目がきちり書いてあるんですが、なぜこれが目次と表紙の三枚になるのかがちょっと理解できないんですけれども、ご説明いただけますでしょうか。

A：（東電）はい。こちらに関しては、9月8日にこの再要請の文書をいただいた後、私どもといたしましては、保安院さんのほうと事前にお話し合いをさせていただいて、この内容で12日、本日提出するというご了解いただいたという風に考えております。

Q：わかりました。すみません、森山さん。保安院のほう、東京電力と話し合いを持たれた方というのは、どなたでしょうか？

A：（保安院）事故対策室で担当しております。

Q：事故対策室の、具体的にはどなたになるのでしょうか？ どなたの判断でこれをOKということにしたのでしょうか？

A：（保安院）本日の提出については、これを提出をするということでございまして、この内容で十分かどうかということは、それはまたイノベーション特別委員会のほうでご判断がなされるという風に考えております。

Q：先ほどの松本さんのお話だと、保安院経由でイノベーション委員会のほうで、これで了承したというようなお話がちょっとあったと思うんですけれども、誰がどういう内容でそれを伝えたのかと思ったんですが。

A：（保安院）本日、こういうことを出されるという、そういうことで、中身の

判断、提出される前の段階でございますから、中身の判断ではないと思います。

Q：取りあえず、出すということ、いいよと。それだけですか。そういう認識でよろしいでしょうか？

A：（保安院）最終的な提出された情報が十分かどうかということは、特別委員会のほうで判断されるという風に考えておりますけども。

Q：ごめんなさい、特別委員会では…分かりました。ちょっとこれ以上やると堂々巡りなので、これ以上やめときますが。もう一件確認なんです、先ほど燃料の関係で、燃料の温度の変化がまだ把握できてないというのは、これは実際には注水の経路もそうですけれども、燃料がどこにあるかということも把握しかねているということになるのでしょうか？

A：（保安院）1号機は大体100度切っております。3号機も100度きつたと言う事実がございますので、注水量を増やせば100度以下になる事は分かったかなと思っております。それで2号機はまだこれからでございますしてコアスプレイ系を使ってその効果を見て行くと言う事でございます。非常に大事な点は、注水量をどれくらい増やすかという事は処理量との関係もございますので、そういう点から全体の傾向と言うものを良く把握して良く注水量を増やすという事でございます、必ずしも念を押してお願いしている事は、事実は分かってない事では御座いますけれども、少なくとも压力容器底部の温度が注水量を冷やせば1号と3号は100度を切る事は、そこまでは分かっていると、問題はどれくらい入れれば良いかと言う事とそれに見合っただけの処理が出来るのかと言う事ではないかと考えております。

Q：まず一点確認なんです、燃料の位置は現状は把握していないと言う事で宜しいでしょうか？

A：（保安院）これは、IEAの6月の報告書に書いてございますけれども、やられているデータからすると、相当量が压力容器の底部にあるだろうと言うふうに推定はされておりますけれども、他方で解析でありますけれども、1

号機については、圧力容器底部に落ちた物は全て格納容器に落ちていると言
うふうな評価をしますので、そういう意味から厳密な意味で何処にあるのか
と言う事は必ずしもはっきり分からないと言うこととさせていただきます。一応、I
EA報告書でその段階での認識は示しております。

Q：分かりました、後、燃料、水を入れればそれは下がるのは当然だと思
うのですが、今後の避難解除であるとか、ステップ2がどうと言う話も出
ている中で、実際にどれぐらい入れればどれ位下がるか全く分からないと言
う状況と言うのが影響しないのかなと言う単純な疑問なんですけれども、そ
の辺はキチンと精査する予定は無いのでしょうか。

A：（保安院）少なくとも、温度が十分に下がっているという状況を確認する必
要があります。その上で先日8月の月上旬に評価しました様にリスクの評価も
する必要があると思いますし、更にその温度が下がって放射性物質の放出が
低くなっていると、状態をどの様にして長期的に維持して行くかと、例えば
設備の多重化問題、多様性の問題等々についても、併せて確認をして行く必
要があると考えております。

Q：すいません、温度が下がっているのは勿論なんですけれども、温度が何時
頃どの位下がるというの把握出来ない状況の中で、何故、そのステップ2
の目処が立つと物かと言うのが理解出来ないのですけれども。

A：（保安院）少なくとも1号機はもう下がっておりますし、3号機も下がる事
は分かりました。問題は給水系とコアスプレイ系の関係をどうするかと言う
事かと思えます。それから、2号機も大分低くなっておりますが、今現在コ
アスプレイ系の準備をしておりますので、その結果を見て給水系の方が効果
的なのか。コアスプレイ系により、より効果が出るのかと言う所を見極めて
行くと、それは注水量とその水処理量の兼ね合いがございますので、そう言
う評価をして行く必要があるのだと考えております。

Q：入れれば下がるのは分かるんですけれども、実際にどれぐらいの温度に下
がるというのが時期が分からない以上はステップ2であるとか、これからの
スケジュールの目処と言うのがつきにくいのでは無いかと思うのですけれど

も、先程の話だと、その辺の時期が見え無いと言う事だったんですが、その辺はその精査をする予定と言うのは。

A : (保安院) 少なくとも、1号機と3号機は冷温停止状態であり100度、温度だけ見ればですね、それは実現した実績はある訳です。後は2号機がどれぐらいで出来るかと言う事は見る必要があると、それで全体としての処理量も合わせて100度を切った状態にどれぐらい安定的に維持出来るのかを見て行かなければいけないと言う事ではないかと考えております。

Q : 要するにどの位の水を入れるかと言うのは、処理量の問題も含めて関係ある訳で、実際にどの位入れればどの位冷えるか分からない以上は、どの位処理すれば良いのかも分からない訳ですよ。言う様な部分をキチンとその温度と注水量の関係で時期と変化の相関関係と言うのは精査しないのかなと言うふうに思うんですが、それはされないのでしょうか。

A : (保安院) 何度も繰り返して恐縮ですがけれども、少なくとも例えば3号機については、給水系に加えてコアスプレイ系を入れた事で100度を切っておりますので、その段階でその量であれば冷温停止まで充分持っていけると言う事は分かっております。1号機は既に100度を切っております。それからすると流量はある程度分かっていると考えております。後は2号機も、今の給水系を増やせば下がって行くと思いますけれども、むしろ、何が一番効果的かと言う事を見るためにもコアスプレイ系を見て見ると、そのためには現在、準備されていますので今週中にやれるかどうか分かりませんが、ここ1、2週間で効果がある程度分かるんじゃないかと思っております。

Q : 要するに暫くやって見てそれで効果が出るかどうか分からないけれども暫く3ヶ月、それから、これから6ヶ月位、やって見て効果があればステップ2が出来るし、効果が無ければまだちょっと先に延びると言う、何かそんなふうに聞こえるんですけども。

A : (保安院) 温度を下げる事は、充分可能であると考えております。それはそんなに時間がかからないと考えております。問題は効果的に効率よく下げるためにどの系統からどれだけ入れるかと言うのを考える必要があります。そ

それが、その、滞留水の処理量如何で充分安定的に出来ると言う事が一つ。それは技術的には下げる事自体はそんなに難しくないと考えております。他方でその状態を中期的に維持すると言うのはまた別の観点、多重性ですとか多様性ですとかいわゆるこれまでであれば安全審査指針等で求めていた様な事を別途キチンと求めて行くとそれについて、検討は必要だと考えております。その考え方を保安院としては出来るだけ早く、もっと早く整理をして、東電に示して行くと言う作業が技術的に冷やすと言う事以上に重要な課題であると考えております。

Q：文科省さんお願いできますか。

A：（文科省）海域モニタリングについてのご質問だと思います。すいません、まだちょっと作業中で各機関での役割分担について中で確認しておりますのでまだ、後ほど対応させて頂きたいと思っております。宜しくお願いします。

Q：分かりそうな感じでしょうか。印象で。要するに30キロの圏内の所で線引かれたのは、3月の11か12と極めて早い時期なので、その段階で何らかの話合い、協定みたいな物があったと思うんですけれども、お願い致します。

A：（文科省）その点も含めて関係者に聞いておりますので、もう暫くお待ち下さい。宜しくお願い致します。

A：（園田政務官）除染の関係ですよね。除染の実施のガイドラインをお読み頂いたと言う事でございます。ありがとうございます。それで、そういう意味では20ミリシーベルト未満の地域においては各自治体でお願いをすると言う形になっている訳でございまして、市町村、只今、市町村に置いて、除染の計画の策定と実施に向けての今段取りを協議させて頂いている所でございます。その中でご指摘の通りに住民の皆様方の極力被ばくと言うものを避けて頂く様に十分な配慮をして頂くお願いは、実際にさせて頂いている所でございます。それに掛かる資金的な財政的な支援と言う所は、福島県の基金から各市町村に対しても今準備をさせて頂いている所でございます。その中で明確にはうたってはおりませんが、当然、福島県さんも各市町村が行うそういった除染の活動の中で線量計の配布も、少し考えていると言う所は

少し私の耳に入ってきている所ではございます。いずれにしても安全に住民の方であったとしても安全には安全の十分な配慮をして頂きながら、進めて頂くのが肝要ではないかと言うふうに思っております。それから事業者が行う線量管理の方法については、更に明確にさせて頂いている所ではございまして、線量計の形態も含めてしっかりと被ばくを防いで頂くと言う事の注意書きは、当然させて頂いている所でございます。

Q：すいません、これは園田政務官でも文科省の方でも、前回どなたかお答えできる方をお願いしたいんですが、以前にも同じようなことを質問したような覚えがあるんですが、20 ミリ以下に関してそうすると、今の現状、労働基準法、当然未成年者はいけないわけですがけれども、20 ミリ以下と言っても放射線管理区域に準ずるような場所もあるわけで、そういった場所のそういった作業というのを現行法等どういうふうに整合されることになるのでしょうか。これは今福島 20 ミリ以下の基準というのは、もちろん現状では福島での作業が基本だと思うんですがけれども、それ以外の地域の作業を含めてどういう整合性、どういう法体系で考えられているのでしょうか。お願いいたします。

A：（園田政務官）申し訳ございません、除染に関しては法律的な枠組みの中で考えているというか。

Q：被ばく量がわからないと、どういう形で扱うかというのはわからないわけですよね、多分。何故その辺のことがきちんと整理されていないのかちょっとわからないんですがけれども、要するに実際に被ばくを受ける可能性がある以上は、現行法と兼ね合いを含めて考えるときちんと管理すべきものだし、管理されないと非常に健康にも害があると思うんですがけれども、何故そういったことが抜け落ちてただそのコミュニティに任せるとか、いうことになっているのか、今後そういった点というのは整理する予定がないのかどうかというのをお聞かせいただけますか。

A：（園田政務官）そういった面では、今回の除染の緊急的な実施計画の中において行わせていただくことになっております。それは原子力災害対策本部で、この区域の設定の中でそれに当てはめさせて頂いて計画を立ててきたというところがございますので、そういった面では原災本部の法的な枠組みで

決定をさせていただいたという風にご理解をいただければという風に思います。

Q：そうするとあくまでも特例という感じになるのでしょうか。

A：（園田政務官）はいそうです。今回は、除染に関する緊急実施基本方針という形で行わせていただきました。特別措置法がこれについては環境の汚染への対処に関する特別措置法、これは国会で成立をいたしておりますけど、その施行が来年の1月1日からということになりますので、それまでの間の暫定的な措置として、緊急実施方針という形で今回、災害本部の中で決めさせていただいたところでございます。

Q：そうするとエリアは福島県内に限られるということなんでしょうか。

A：（園田政務官）いえ、そういうわけではないとは思いますが、ちょっとその辺は確認をさせてください。

Q：お願いします。

A：（園田政務官）今回、今般決定をさせていただきました、例の除染の費用、2千2百億円でございますけれども、これは福島県に限らず他の県でも使用できるという枠組みになっておりますので、当然、福島県だけのものではないという風に、今、お答えはできると思います。

Q：わかりました、その特別措置法の内容をまた確認してから質問させていただきます。ありがとうございました。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。今、3名の方、手が上がってらっしゃいますが、それで終わりにさせていただきますが、他にいらっしゃいませんか。はい、それでは後ろの方から一番後ろの方。それから真ん中辺の方。それから前の方。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。まず最初に司会の方お願ひなんですけれども、ちょっと私、質問をいくつか数がありまして、今のこの発言と最後にもう一度回していただいけませんでしょうか。今、全部やると6個ぐらい出てくるんですけど。

○司会

できれば纏めてやっていただければよろしいかと思ひます。

Q：時間配分としては変わらないので、分けてもらえませんか。質問の数が増えるわけじゃないんです。2つに分けたいというだけなんです。

司会：変わらないようであれば、纏めてやっていただければ。

Q：そうすると一辺に全部やることになりますけど構わないですか。

○司会

どうぞ。

Q：わかりました。ではよろしくお願ひします。まず東京電力に2つよろしくお願ひします。前回8日の合同会見で質問させていただいた、裁判を含めて東京電力に直接請求がきている賠償の件数と合計額ですけれども、その翌日の9日午前の東京電力の会見で、訴訟になっている分について十数件、金額は不開示ということで回答されてはいたけれども、これ開示できないような内容、情報ではありませんので、訴訟を含めて東京電力に直接請求されている賠償の合計件数と合計金額、開示をよろしくお願ひします。後日まとめて資料作成するという話でしたら、それはそれで結構です。もう一つ、やはり東京電力に。同様に8日の合同会見で質問させていただいたことで、労働条件が当初と違うという場合の相談窓口として、東京電力資材部の、資材取引相談窓口連絡を入れるように、そういった文章が出ていたことに関して、実際に窓口で相談があった件数について、9日午前の東京電力の会見で件数は数件、内容は不開示ということで回答されてはいたけれども、1日当たり数千人の人が働いている現場で、実際に紙が出たのが5月半ば、今、9月半ばで4カ月経っていますから、延べ人数にすると十万人を超える労働者がいるという話にはなると思ひます。述べ十万人の中で数件というのは、これ

は個人情報と関係してくるような数字ではありませんので、しっかりと件数と内容の開示をお願いします。

Q：それと次に政府よろしくをお願いします、2点あります。森山さんが8日の合同会見で事故時の手順書の開示について要望があれば検討するというようなことをおっしゃってしまして、同様に要望が多ければ検討する、そういうことを皆さん時々おっしゃいます。実際に細野大臣が補佐官だった時にも、要望が多かったので開示した、そういった例もあります。これに関連して昨日のデモに関してなんですけれども、そのデモの主張は主に反原発ですとか脱原発ということでしたけれども、これが原発事故に関する情報公開を求めるデモであった場合に、それは東京電力や政府に対する情報公開の要望として具体的に扱われるのかどうか。これまで不開示だったものが、要望が多かったので開示しましたということがあり得るのかどうか、この点どうお考えなのか、政府、園田さんでしょうか。東京電力もこれはご回答をお願いします。

Q：次に園田さんに、やはり情報公開の関係ですけれども、事故時の手順書に関して、やはり8日の会見で東京電力が墨塗りした理由を知的財産ですとか、核防護上の理由として墨塗りしている。その理由の正当性を検証できる機関が国にあるかどうかという質問をさせていただいた時に、裁判になるということをおっしゃってました。いきなり裁判というような話しではちょっといきすぎだと思うので、ここでなんとか統合対策室として、しっかりと東京電力が開示を拒否した部分と、開示を拒否した理由の照合というのを、どこかこれしっかりとやってもらえないものなんでしょうか。今起きている事態というのは、世界の歴史的にみても、相当最悪規模の事故だと思っておりますので、その事態に関してこの程度の情報公開しか出てこないというのは、正直どうなのかと思っております。これは園田さんご回答宜しくをお願いします。

Q：同じようにこれに関連してウェブカメラ、福島第一ライブカメラとの関わりであるんですけれども、東京電力のほうにウェブカメラの増設を要望してましたけれども、これはセキュリティ上の理由ということで却下といたしますか、無理という事で判断がありました。今、1号機の側から奥のほうを写していく一か所だけは可能だという、そういうことかと思うんですけれども、東京電力、これもう一度他に設置可能なところがあるのかどうか、どういった検討内容をしたのか説明宜しくをお願いします。

Q：それと更に園田さんに。今月10日の時事通信の報道で、震災の後に米国のグローバルホークが撮影した動画ですとか画像に関連して、報道の言葉を使いますと、成田空港や道路、鉄道などインフラの被災状況、これの画像を1

千枚以上撮影したという風には書かれています。この1千枚という数字に原発の状況が含まれているかどうか、報道では分からないんですけども、福島第一と福島第二について、グローバルホークが撮影した画像の枚数、動画であればその動画の本数。動画の場合は更に時間数も含めて、日本政府が幾つ持っているか、数を確認して開示をお願いします。

Q：それと保安院に。やはり前回8日の合同会見で、原発でシビアアクシデントが発生した時に、仮に事業者が原発を放棄した場合、そこに誰か出向いて作業をする、特に公務員が出向いて作業をするような義務が生じるのかどうか。法令上の扱いがどうなっているか確認をお願いしましたけれども、確認はできましたでしょうか。その時の会見で森山さんのご理解という形ではお返事をいただきましたけれども、正式に解釈をお聞かせ下さい。

Q：最後園田さんに。20キロ圏内で実務にあたっている公務員の数、所属、業務内容、これは分かりましたでしょうか。以上です、お願いします。

A：（東電）はい、東京電力からお答えさせていただきますが、まず直接請求があったもののほか、係争中の物に関しましては、件数といたしまして約10件程度ございますが、これに関しましては個別の件名、それから金額に関しましては、先方のこともございますので非公開とさせていただきたいと思っております。

Q：すみません、個別の件……

A：（東電）それから金額につきましても、そもそもこれが損害賠償に相当するかどうかというものもございまして、金額があまりにも過大というものもございまして、公表は差し控えさせていただきたいと思っております。それから資材部への問い合わせでございまして、こちら先般ご報告させていただいたとおり、数件の内容の問い合わせがきておりますがこちらは、相談されている方の内容ですので、内容そのものも非公開にさせていただきたいと思っております。それから情報公開の件でございまして、私どもも必要性に応じて対応させていただきたいという風に思っておりますし、ウェブカメラの増設に関しましては技術的な課題、それからセキュリティの面からこの増設に関しましては難しいという風に考えております。

Q：先にやり取りさせていただきます。訴訟を含めての直接請求の件数ですけ

れども、具体的な内容というのはこちらでは一切聞いておりません。単に合計の件数と金額だけを聞いております。それが正当な請求に当たるのかどうかというのはこの場合は判断を保留して結構ですので、どれだけ来ているのかをおっしゃっていただければ、それでこちらは満足いたします。それと労働条件に関してですけれども、私の方で最初に申しあげましたように、お知らせとして掲示があったものの日付が5月半ばですから、現在をまぜて9月半ばまでで約120日。その間の延べ人数にすると10万人を超える数になるはずですので、これ個人情報として扱うにはあまりにも数が大きいです。そのおっしゃっていただいた個人情報というのは分からなくはないですけれども実際にそういった数のレベルではありませんので、しっかり数件ではなく何件あったのか開示をお願いします。それとウェブカメラに関してセキュリティ上の理由ということは前回も聞きましたので分かっているんですけれども、セキュリティ上の理由ということを判断する色々な経過というのがあるかと思えます。ここに設置したらこういった情報が映るから無理、あるいは同様の理由でこの場所も無理。そういった様な経過の上で最終的な判断をされたのかと思えますけれども、その経過の部分をしっかり開示をお願いします。まずは以上です。

A：（東電）はい。これは繰り返しになりますけれども、係争中等の案件につきましても金額の問題。それからそもそも損害賠償にあたるかというようなケースもございますので、私どもとしては金額の合計額については非開示とさせていただきたいと思えます。それから資材部への労働条件等の問い合わせでございますが、個人情報という件もございますし、個々の個人と企業さんとのトラブルといいますか申し立てというようなものがございますので、内容につきましてもこちら非開示にさせていただきます。それからウェブカメラを増設しないという検討の経緯でございますが、こちらはセキュリティ上の問題ということでご理解ください。この方面に関しましてはどういった所に問題があるかということも含めましてセキュリティに関しますので、こちらに関しましては増設する予定は今の所ありません。

Q：分かりました。とりあえずそれで了解します。この関連でそのまま園田さんに情報公開の件よろしくをお願いします。今東京電力のご回答をお聞きかと思えますけれども、プライバシー、協力企業との関連の情報、セキュリティ上の理由というのがありました。この理由が本当にその通りなのか裁判しないといけないというのはおかしいんじゃないでしょうか。よろしくをお願いします。

A : (園田政務官) はい。一民間企業の知的財産、あるいはそれに関する情報というもの、あるいはプライバシーに関する情報というものを国家権力において何かどうこうせよということは逆にいうなれば、知的財産を国家権力によって侵害することになりかねないという風に考えます。そういった面では、国が保有する情報に関しては、先ほどからお話しを申し上げてるように情報公開法という法律がございますので、そういった点では国が保有する情報に関して国民の皆様方の今法律上は知る権利は入っておりませんが、国家による国民への説明責任という形では、その法律の枠組みでは出来るというふうに思います。その際に非公開決定を国家権力が行った場合においては、それは今度は情報公開法に基づいて審査会がございますので、そこで妥当性を判断すると。公開、非公開を、あるいは一部開示、一部非公開という事に関するその判断をその中で行われるという形にはなりません。しかしながら、今回の場合は行政情報ではありませんので、そこを判断することになりますと、私が前回申し上げたように、今現段階で国、国家権力の行政機関として判断することは恐らく今の機関の中では、ないのではないかと。そういう法的な枠組みの中でという意味でございますけれども難しいのではないかとというふうにお答えを申し上げたわけですが、そうすると結論的に申し上げれば、直感的にこの間はお答えをしたんですけれども、実際の裁判所に訴状を、訴えをされて、そしてそれが受理された中で訴訟の中でそれをインカメラ制度というのが裁判所にはありますので、そこで裁判官が法律良心と法に則って判断がなされるというのが一番のいわば確実な判断、第三者的な判断ではないかとというふうに申し上げたわけでございます。

Q : わかりました。ありがとうございます。この件に関して一つお聞かせください。現状でいきなり裁判である民間企業がもっているものに関して国家権力がどうこうというのは確かに私もこれは了解をしまして、介入することが望ましいとも思ってはおりません。ただ現状一企業が起こした事故としては世界最悪規模のもの取り扱いが、その当事者の企業が言ってしまうと全てを判断している状況に近いかと思えます。こういった状況が政府として望ましいと思うのかどうかその点をお聞かせいただけませんか。その望ましいと思うのかどうかに関しては、その東京電力が判断したことの妥当性について確認しようとする裁判しかないということについても、望ましいかどうかその点をお聞かせください。

A : (園田政務官) 東京電力が下した判断に関して、私の立場で判断をするとい

うことは差し控えたいと思います。すなわち私がそういう立場ではございませんので、それについての評価を行う立場ではないということだけ申し上げておきます。

Q：ごめんなさい。方法が裁判しかないという状況を望ましいと思うかどうかということをお願いできますか。

A：（園田政務官）法律に今のわが国における法的な枠組みの中で申し上げたわけでございますので、法令にしたがって行うのが法治国家としての役目役割ではないかというふうに思います。

Q：もちろんそれは了解していますけれども、要するに望ましいと思わないのであればこれは軽々しくは言えませんけれども、そういった状況を変えることができる立場にいらっしゃるわけですね。与党ですとか国会議員というのが法律を作る、運用する方にいらっしゃるわけですから、なんらかの望ましくない現状があって、こうすれば望ましいというようなようにするに国民の利益が増財できるとそういったような解決策がある場合に、実際に法令を整備するなりして対応することが出来る立場にいらっしゃるんだと思います。その点を踏まえてどうかということです。

A：（園田政務官）大変恐縮でございますが私の今ここに立たせていただいている立場は政府という立場で立たせていただいておりますので、行政機関は立法府であるところの国会で作られた法律に従う、法令に従うというのが私どもの立場でございます。

Q：わかりました。この点に関してはとりあえず了解です。それとデモに関して要望として情報公開を求めるデモがあったときにそれは要望として取り扱われるのかどうか。不開示だった情報が開示されることがあるかもしれないと考えるかどうか。この点についてお願いします。

A：（園田政務官）はい。デモであるとかあるいは要望で情報公開ということが行われるというスキームも法令にはなっておりません。従って情報公開法という法律に従って情報の公開請求というものがまず行われます。その手続き

に従って行政機関の中では、処理をしていくという風になりますので、要望があったから、それに対して情報公開と法令の中でやるという事ではありません。手続きに従って行われることに関してはきちっと行う、それに対するお答えをするということとはございます。

Q：それは情報公開法の範疇の話であって行政機関の方が任意で提供する場合にはそこには縛られませんよね。

A：（園田政務官）はいおっしゃるとおりでございます。任意でといいますかそれに対してまして国の説明責任という形の中で情報提供という形は、私は行われるものだというふうに思います。

Q：そうですね。情報提供という言葉を使う方がわかりやすかったかと思えます。そっちのことに 대해서는 どうなんですか？

A：（園田政務官）はい。当然それについては可能な限り国の立場でお答えをしていくと。最大限そのことに対してお答えしていくというのが国の立場だと思っております。

Q：わかりました。東京電力に関しても同じことをお聞かせいただけませんか。情報提供を求める大きなデモがあった時に、それによって今まで開示されなかったものが開示されるようになるとか、そういったようなことはあり得るとお考えでしょうか。

A：（東電）まだ具体的なご要望等を承っておりませんので、そういったご要望がありましたら検討させていただければと思います。

Q：わかりました、了解です。とりあえず大きな質問3つはそれで以上です。この後、グローバルホークの画像の枚数ですとか、現場を放棄した場合、無人になった原発への対応の義務、あと20キロ圏内で業務にあたっている公務員の数、その3点、よろしく願います。

A : (園田政務官) まず 20 キロ圏内の公務員の数でございますが、申し訳ございません。時間がかかっておりますけれども、今、調査中でございますので、数字があがってき次第お伝えをさせていただきたいと思っております。それから、私の立場でお答えができるのは、グローバルホークの関係でございますが、これに関してはアメリカとのですね、いろいろな発災以来、さまざまな形で情報交換はさせていただいております。それに関しましては、国家機密にも関わる、これは米国のという意味でありますけれども、米国の国家機密という観点もでございますので、そういった点ではお問い合わせの件についてはこの場ではお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

Q : すみません、これは日本政府として保有している画像の枚数という、たったそれだけのことも国家機密に関わるとお考えなのでしょうか。

A : (園田政務官) いろいろな米国から情報を私どもは、提供を受けている事は確かでございます。それが該当のどのような形でどういうものがどれだけの個数が提供されているのかということも含めて、これは米国からの信頼に基づいて行わせていただいておりますので、それはお答えを差し控えたいと思っております。

Q : それが園田さんのこの場でのお言葉なのか、政府として何らかの確認済み、用意されている答えとしてお答えなのか、ちょっと私のほうで分からないので、念のため確認の上でまたお答えをいただけませんかでしょうか。

A : (園田政務官) いえ、これはもう確認をされておりますので、政府としての公式な見解として私から申し上げさせていただいた、これは官房長官からもお答えをさせていただいております。

Q : 枚数も言えないということで、そういうことでいいわけですか。

A : (園田政務官) 枚数も含めてどういう形で提供がなされているかというもの

をお伝えすることは、これは差し控えさせていただきたいという事を申し上げております。

A：（保安院）保安院でございますが、原子力発電所の安全性と申しますか、安全確保については、事故時も含めて原子炉等規制法で保安院が担当して見ておるわけでございますけれども、その原子炉等規制法には、今お話にあったようなケースについて公務員が対応しなければいけないというような規定はございません。法律上は危険時の措置として事業者に命令をするといったことがございます。なお、今回の事故時におきましても実態的には、例えば自衛隊の方ですとか、消防の方ですとか、警察の方が、多くの方がですね、ご努力いただいて、例えば使用済燃料プールへの給水を行ったというように、政府をあげて事故の収束には取り組むということになると考えますけれども、それはやはり一義的には事業者がその中心になって対応していただくというのが現在の法令の考え方ではないかと思っております。

Q：すみません、その2点を確認させてください。法令上、手続きが自動化されているものというのがないということで、それはそれでないということですね。

A：（保安院）原子炉等規制法にはそのような規定はないということを申し上げておきます。

Q：はい、で2点目。最後、思いますとおっしゃいましたけれども。

A：（保安院）原子炉等規制法にはございません。

Q：すみません。そのこのところ、全部もう一度ご回答いただけますか。

A：（保安院）原子炉等規制法には放棄した場合に公務員が対処するというような規定はないということです。

○フリーランス 小嶋

Q：フリーランスの小嶋です。園田さんにまずお伺いします。前回質問というか、要望さしあげた20キロメートル圏内の取材に関してお尋ねします。今なんかいろいろテレビ局とかも入られて、テレビ番組とかでも浪江町なんかに入られたりしているんですけども、こういう許可を出しているのは市町村単位になっているのか、それとも県であるとか、災害対策本部単位でこういうことを受け付けたり、許可出したりしているのでしょうか、ということと、例えば不許可で入っていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですけども、そういう方の取材の状況をどれほど把握しているかについてお聞かせいただきたいです。

Q：もう一点、こちら文科省ですね。文科省SPEED Iが毎時間毎のが当日3時間後に公表みたいな形を今日発表されましたけれども、それが今日になった、ここまでかかった理由とか、毎時間毎の公表がここまで遅れることになった理由をお聞かせいただきたいのと、今後こういう、例えばこの事故が起こった場合にこのような公開が同じ様に当日の公開がなされるかということをお聞きしたいです。

Q：もう一点、こちら東京電力。前回の会見で、保安院が現地の保安院の職員なんかは非公開にされている手書きのマニュアルを見ているということをおっしゃられたんですけども、これは現地の保安院の方とかが見られるということは、核物質防護上とか知財的に問題ないということでしょうか。

Q：もう一点、東電に。こちら黒塗りの文章なんですけれども、原子炉冷却材温度変化率5.5度毎時以下ということが表記されているんですけども、この点について、変化率が5.5℃毎時以下という、ちょっと率、この変化量とかだったら分かりやすいんですけども、変化率が5.5℃毎時以下というところはちょっと分かり辛いのでご説明いただければと思います。とりあえず以上です。

A：（園田政務官）まず、取材の許可の件でございますけれども、原災本部の決定に基づいて、20キロ圏における許可を出したのは福島県の公安委員会ですよ。そこへのいわば立ち入りというものを認めるか認めないかを判断していただいているという風に思っております。当該の方、即ちその圏内の関係者の方であるとか、或いは住人の方々、一次立ち入りも含めてですね、そういったところの許可はさせていただいているという風に聞いております。そこに同行する方のマスコミの方の取材までですね、行って許可を出している

かという、ちょっとすみません、そこまで私も関わっておりませんでしたので、ちょっと一度確認をさせていただきたいと思います。それから、従って、不許可が出ているのかどうかもですね、当然私どもは、関係者以外は立ち入り禁止という措置をとらせていただいておりますので、原則不許可であるというところに立ち返って調査をさせていただきたいと思います。

A：(文科省) 文部科学省です。SPEEDIについてでございますけれども、この12日から一時間毎に行っております単位放出量についてですね、計算を速やかにということで、概ね一時間毎に公表するという方針に変えさせていただきました。ご指摘ありましたとおりに、これまでは前日の計算結果をまとめて出しておったわけでございますけれども、できるだけリアルタイムでの提供をという要望もございました。その中でいろいろとホームページ全体での情報の提供の在り方とか、検討するのに時間がかかって今になってしまったということではないかという風に理解しております。今後引き続き分かり易い情報の提供に、これだけではございませんけれども、努めて参りたいという風に思っておりますのでよろしくお願いたします。

Q：今後、福島に限らず、こういう事故が起こった場合もこのような形で公開されるということでしょうか。

A：(文科省) SPEEDIについては、6月にIAEAのほうにお渡ししました報告書の中でですね、事故時の情報公開も含めていろいろな教訓が残るといようなことがございましたので、そういったことも含めて、今後新しい安全規制の行政庁も検討されてございますけれども、そういった中でSPEEDIの情報の出し方についても検討されていくものと理解しております。

A：(東電) 東京電力でございますが、発電所に常駐されている保安検査官さんは、発電所のほとんど全ての情報にアクセスする事が出来ます。こちらはいわゆる原子炉等規制法でも明記されておまして、フリーアクセスという風に我々も考えておりますので、余程、例えば私どもの給料明細書を見せてくれというような類の話でなければ、設備に関する書類、それから発電所のいかなる場所にもアクセスする事は可能でございます。ただ私どもも、公務の上で知りえたものについては公務員の守秘義務があるという風に認識しておりますので、そういった事に対応させていただいております。それから温度変化率55℃パーアワーでございますが、これは圧力容器のいわゆる熱変化

に對しまして、なるべく大きな熱変化を与えない、いわゆる熱疲労の面で過大な力を掛けないという事で設けているものでございまして、毎時1時間当たり5℃以下で上下させなさいというのが保安規定上の定めになっています。

Q：今のことに関して、という事は保安検査官が見る分には問題ないという事なのであれば、この保安検査官は保安院の方なんですかね。その方と一緒に、知財とか核防護上の公表に関して協議して色々どこまで公表するかとか、という事が、協議できるのではないかなとちょっと思うんですけども、それはあんまり出来ないという事ですか。

A：（東電）保安院さんの保安検査官さんはいわゆる安全規制のために、こちらの私どもの書類ですとか設備をご覧くださるとい風に考えておりますので、今回のように情報公開の適正であるかどうかについては、保安院さんの方のご判断になるかと思えます。

Q：じゃあ保安院さんとしても、そういう認識でよろしいですか。

A：（保安院）保安院として、情報公開をどこまでやるかと言うのは、まさに保安院が持っている行政文書については、保安院として精査して、そういう求めがあればですね、元々の情報の所有者である方にですね、その意見を聞くとかそういうプロセスはありますけれども、そのような検討はしなければいけません、本件については保安院自身が情報を持っていない、その資料そのものを持っていないという状況ですので、それに対して精査するという立場ではないと考えております。

Q：この黒塗りの資料に関しては、現地の保安検査官がそれ以外では見る事が出来ないという事で。

A：（保安院）いや。安全のためにですね、あるいは事故調査のために保安院の職員がこれは見るという事は可能だと考えております。

Q：それ以上、それ以外の理由では無理だという事で、理解ですかね。

A：（保安院）当然、法律に基づいて保安院の職員は業務を実施しておりますの

で、その目的を超えてアクセスするという事は出来ないと考えておりますけれども。

Q：了解です。わかりました。こちらの様な黒塗りの文書で、例えば同じように非常用復水器がICが同じように搭載されている原子炉と言うのが日本に他にどれだけあるかという事を保安院さんは少し認識ありますでしょうか。

A：（保安院）はい。わかっております。

Q：どのくらい、どこにありますかね？

A：（保安院）敦賀発電所が同じタイプでございます。

Q：この敦賀に関しましても、同じような操作手順になっているという認識ですかね。

A：（保安院）具体的な操作がどうなっているかは、私は承知しておりません。

Q：この原子炉の冷却、55℃毎時以下っていう事のマニュアルどおりに操作する事が、今わかっている情報の中で、当時正しかったのか、間違っているのかということの認識が東電さん、保安院さんの方でありますか。

A：（東電）まず東京電力からお答えさせていただきますが、当時地震後、地震加速度大でスクラムいたしまして、その後は地震スクラム後のいわゆる一般的な停止手順に従いまして、原子炉の操作を行っております。当時は格納容器内で冷却材喪失事故等も起こっておりませんので、通常の変温率で操作するというのが基本でございますので、当然55℃/hを守った上での停止操作ということになります。

Q：それに関して、当時はそういう認識でマニュアルどおり操作したということは間違えではないという判断っていうのはわかったんですけど、今後このようなもし事故が起こった場合に同じような操作手順で大丈夫か、正しいかどうかという認識はありますか。

A：（東電）当然今回の事故を踏まえて、教訓を抽出した上で事故時運転操作手

順の改定というのはあると思っております。

Q：その操作手順の改定はまだなされていないということで。

A：（東電）はい。まだでございます。

Q：その操作手順の改定というものはどの様な手続きで、例えば東電さんと保安院さんで何か協議があって行われるのか、どういう形になってますか。

A：（東電）東京電力で判断をして改定をいたします。

Q：保安院さんにお聞きしたいんですけど、このように当時どうだったか、この手順が正しいか間違いだったかって事に関して、保安院さんの方でどういう認識があって、例えば敦賀、同じ形のICがあるんであれば、そういう時に、緊急時にどういう手順でやればいいのか、手順の見直しが必要なのかという事を今検討されたりしてますか？

A：（保安院）2つ分けて考える必要があると思いますけれども、地震が起きて津波が来る前の状態、これはある意味で通常の停止の対応ですので、それについては一般的に多くの原子炉ですね、1時間当たり55度、これはいわゆる熱疲労というのを出来るだけ緩和するという事でなされております。それとこのまさにシビアアクシデントと言いますか、ああいうものを越えたというところでどうかというのは、少し別の議論ではないかと思えます。それでシビアアクシデントにつきましては、今まで法令で要求してきておりませんでした。それは大きな反省点であるという事で、IAEA報告書にも、6月の報告書から書いておりますが、法令の要件かというものを求めていくということであれば、そのシビアアクシデント時の手順書という事も、法令上確認をしていくという事になろうかと思えます。

Q：では、現状ではそういった改定などは成されていないという事で、そうすると今、例えば動いていたり、これから再稼動するに当たって、改定してからそういう事をしなくてはならないのかなという風にも思うんですけど、その点に関してのご認識ありますか？

A：（東電）まず東京電力からお答えさせていただきますけれども、すでに保安

院さんの方から示されております緊急安全対策に関しましては設備等の設置もさることながら、そのための運用手順等は制定しております。そちらに関しましては、手順書という形で制定が終わっております。それから私どもの方で先ほど判断して改定をするという風に申し上げましたけれども、当然保安院さんの方から規制上必要な改定をせよというようなご指示がある場合も当然ございます。

A：（保安院）保安院でございますけれども、通常のと申しますか、停止操作として、55度という事についての見直し作業は今行っていないと考えております。今、松本さんからもお話がありましたように、シビアアクシデント時のですね、様々な対応というのは、これは別途緊急安全対策として、シビアアクシデント対策として実施しておりますけれども、今問題になっておりますのは1時間あたり55度という事だと思っておりますけれども、それは通常の停止の範囲という風に理解しておりますので、それについて通常の停止を今変更する事ではないと考えております。

Q：通常の、じゃあ緊急時においてはそういう対策が変更されたり、なされたりしているという理解でよろしいでしょうか？

A：（東電）私、通常のスクラムの停止と申し上げましたけれども、いわゆる原子炉冷却材喪失事故といったようなECCSが起動するような状況の時まで55℃/hを守れというような手順書にはなっておりませんで、当然その状況として守れない場合、それから守らなくていい場合というのはございます。通常の運転時の起動停止ですとか、単純にスクラムしてそのまま冷温停止に持ち込むというような場合には55℃/hを守るという事になります。

Q：了解です。わかりました。

○共同通信 深谷

Q：共同通信の深谷と申しますが、明日、明後日にやる除染装置の工事なんですけど、東電の松本さんをお願いします。ポンプを2種類交換するとおっしゃっていたんですが、これは故障か何かしているのかどうかという事と、攪拌機のケーシングに穴があいていたと、これは具体的にどういった状況なんですか。

A：（東電）第一セシウム吸着装置キュリオンのほうのポンプに関しましては、これまで4系列のうち1系列がポンプの不調のため停止しておりましたので、明日あさっての停止の際にポンプの取り替えを行うものでございます。外觀上、主な故障等は見つからないのでございますが、電源系の故障ではないという切り分けができておりますので、ポンプ本体ということで考えております。それから凝集沈殿装置の攪拌機でございますが、これはケーシングというポンプを包んでおりますカバーに5ミリ程度の穴が開いておまして、そこから中の水が漏洩するということがございましたのでこれもまるごと交換いたします。それから、左側にオレンジのところを書いてあります、地下防災タンク移送用ポンプに関しましては、これは新たに新設という形で設置するものになります。

Q：アレバとかキュリオンの装置を停止して保全工事をするというのはこれまであったんでしょうか。

A：（東電）これまでも2日ほど停止してまとまったメンテナンスということはこれまでもございました。今回は、いわゆるタービン建屋の溜まり水の水位がOP3メートルのところまで順調に低下できたということもございまして、今回2日間の停止を計画したものになります。

<東電からの本日の作業状況の説明>

本日の原子炉の注水状況からご説明させていただきます。17時現在1号機は3.8立方メートルパーアワー、2号機が3.7、3号機が7.0立方メートルパーアワーで給水中でございます。先ほど申し上げたとおり3号機は給水系から4、炉心スプレイ系から3という状況になっております。格納容器の窒素ガスの封入ですけれども、17時現在1号機の格納容器圧力は125.7キロパスカル、2号機が119.0キロパスカル、3号機が101.5キロパスカルという状況でございます。使用済燃料プールの循環冷却ですけれども、16時現在の水温です。1号機30.0℃、2号機33.0℃、3号機32.4℃、4号機40.0℃という状況でございます。タービン建屋の溜まり水の移送ですけれども、2号機がプロセス主建屋、3号機が雑固体廃棄物減容処理建屋の移送を継続いたしております。6号機のタービン建屋の溜まり水の屋外への仮設タンクの移送につきましては本日11時半から16時にかけて実施いた

しました。

建屋の水位の状況です。16時現在プロセス主建屋の水位は6,222ミリでございまして、午前7時と比べますと30ミリの低下です。雑固体廃棄物減容処理建屋の水位は2,382ミリで、午前7時と比べますと6ミリの低下になります。サイトバンカ建屋の水位はOPで4,384ミリで、午前7時と比べますと1ミリの上昇になります。トレンチの水位の状況です。16時現在1号機ダウンスケール中、2号機が2,873、3号機が3,215ということで、それぞれ19ミリ、8ミリの低下になります。タービン建屋の水位です。1号機は4,920ミリ、変化はございません。2号機は2,937ミリ、3号機は3,002ミリ、4号機が3,059ミリということで、それぞれ午前7時と比べますと16ミリ、2ミリ、12ミリの低下になります。1号機原子炉建屋地下1階の水位でございまして、明日ライトの復旧作業を予定しておりますので、明日には水位が判明するというふうに考えております。

それから遠隔操作によりますがれきの撤去ですが、集中廃棄物処理施設周辺にてがれきの撤去の準備作業を行っておりまして、本日の回収量としてはございません。累積量は622個のままでございます。循環型海水浄化装置に関しましては、週末の定期メンテナンスが終了し、9時30分から連続運転を再開いたしております。1号機原子炉建屋カバーの設置工事でございますが、本日の壁パネルの設置に続きまして明日も壁パネルを設置いたします。部材の搬入でございますが、本日は海上輸送の実績はございませんが、明日は部材3ピースの輸送を行います。

それから1から4号機の取水口南側におきます鋼管矢板によります閉塞工事ですが、袋詰め碎石の設置を本日実施いたしました。明日も継続いたします。北側シルトフェンスの開閉の予定は本日ございません。それから、水処理装置の運転の状況でございますが、現在はセシウム吸着装置、除染装置、第2セシウム吸着装置連続運転中でございます。明日メンテナンスのことがございますので、キュリオン側とアレバ側の装置を停止いたします。サリーに関しましては連続運転を継続いたします。それからベッセルの交換でございますが、キュリオン側が全台停止いたしますので、この間を利用いたしまして、最終段にございますAGHのベッセル4塔をすべて交換する予定でございます。それからサリーに関しましては明日1塔交換する予定になります。それから最後になりますが、ダストサンプリングの天井からの高さでございますが、鉄骨のところから床面までおよそ10メートルでございます。東京電力からは以上です。

○司会

よろしいでしょうか。以上で本日の会見を終わります。次回でございますが、

15日木曜16時半から予定をしております。詳しくは改めてメールでお伝えいたします。本日はお忙しいところどうもありがとうございました。